

鹿嶋市一般廃棄物処理基本計画 (中間見直し)

令和3(2021)年3月策定
令和6(2024)年10月中間見直し

茨城県 鹿嶋市

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画の目的	3
1. 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け	3
2. 計画の期間	4
3. 計画の性格と役割	4
4. 処理対象廃棄物	5
第 2 章 地域の概要	6
1. 自然環境	6
2. 社会環境	8
3. 関連計画	11

第 2 部 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の現状	15
1. ごみ処理体系の概要	15
2. ごみ排出量の実績	18
3. ごみの減量化及び資源化の実績	20
4. 収集運搬の状況	22
5. 中間処理の状況	24
6. 最終処分の状況	27
7. ごみ処理経費	27
8. 茨城県内自治体との比較	28
9. 関係法令の動向	29
10. ごみ処理に関する課題	33
第 2 章 ごみ処理計画	35
1. 基本方針	35
2. 人口及びごみ排出量の予測	36
3. ごみ減量化及び資源化の目標	37
4. 施策の展開	39
5. 施策の取り組み内容	39

6. 収集運搬計画	44
7. 中間処理計画	44
8. 可燃ごみの広域処理	46
9. 最終処分計画	46
10. その他の計画	47

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状	51
1. 水環境の状況	51
2. 生活排水処理の状況	53
3. 生活排水処理に関する課題	58
第2章 生活排水処理基本計画	60
1. 基本方針	60
2. 生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥の予測	61
3. 生活排水処理の目標	62
4. 生活排水の処理主体	65
5. 収集運搬計画	65
6. 中間処理計画	66
7. その他の計画	66

第1部 総論

第1章 計画の目的

1. 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）は、廃棄物の減量・再資源化及び適正処理の確保並びに廃棄物処理施設の整備を大きな柱として平成3年10月に改正され、平成4年7月に施行された。

廃棄物処理法第6条第1項において、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めるものとされており、さらに、廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。

鹿嶋市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、以上に示した法に基づき鹿嶋市（以下「本市」という。）のごみ処理及び生活排水処理について、その基本方針を定めたものである。

本計画の位置付けは、図1に示すとおりである。

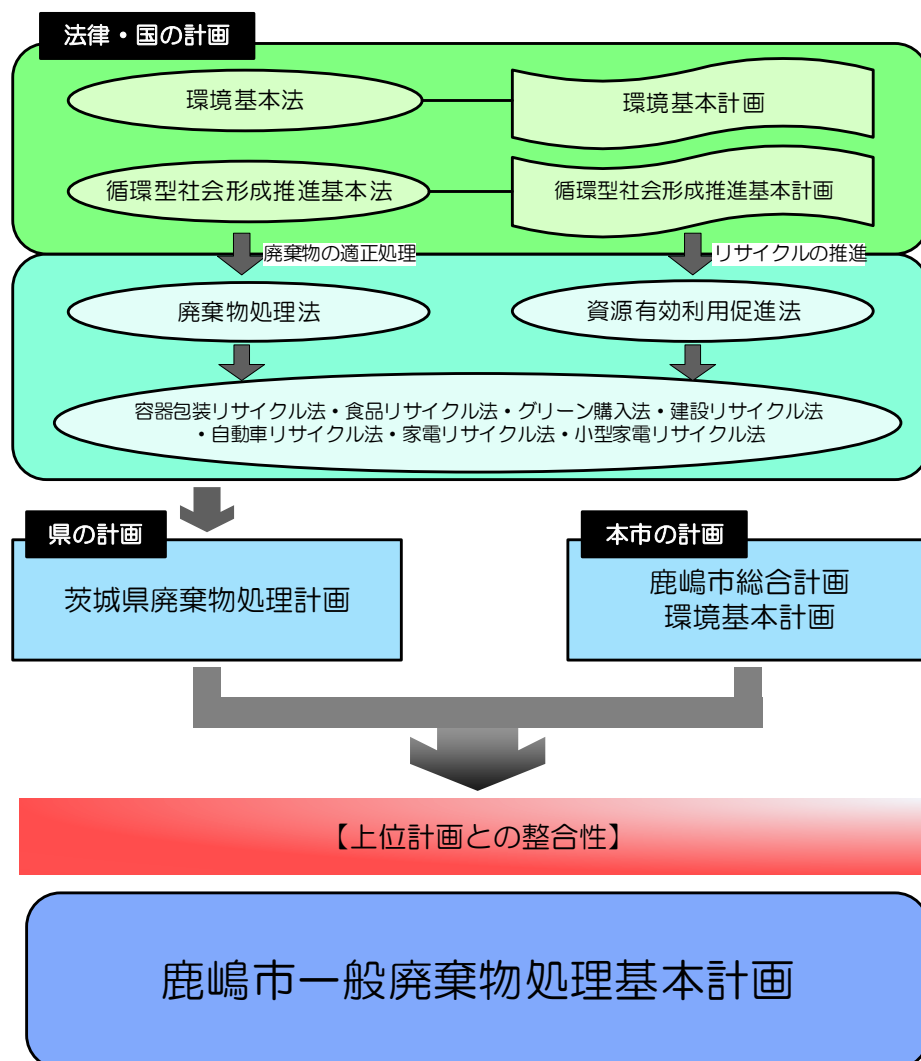


図1 本計画の位置付け

2. 計画の期間

本計画は長期的視点に立脚した検討が必要であることから、計画目標年は、初年度を令和2（2020）年度とし、令和16（2034）年度までの15年間のごみ処理に関する基本方針を示している。

本計画は概ね5年後に見直すことになっており、今回は令和6年度になるため、一部見直し、改定を行う。今後も必要に応じて改訂を行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も改定を行うものとする。本計画の期間は、図2に示すとおりである。

計画期間	: 令和2（2020）年度～令和16（2034）年度（15年間）
改訂時期	: 令和6（2024）年度
次期改訂	: 令和11（2029）年度
計画目標年度	: 令和16（2034）年度

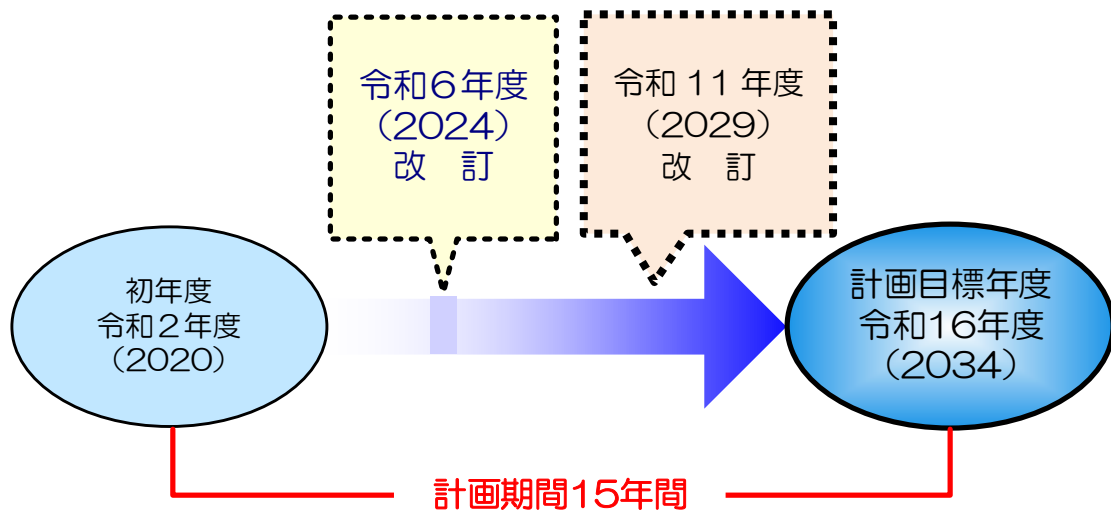


図2 計画の期間

3. 計画の性格と役割

本計画は、本市が長期的、総合的視点に立って一般廃棄物の適正処理を進めるために実施すべき施策・事業の基本方針を示し、また、今後の廃棄物行政の推進のための目安を設定したものである。

したがって、本計画をよりどころとしつつ、市民・事業者・行政が一体となって具体的行動計画を検討・策定し、実効性がある一般廃棄物処理に関する施策を推進するとともに、必要な施設整備の事業推進を図るものとする。

4. 処理対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図3に示す一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とする。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とする。

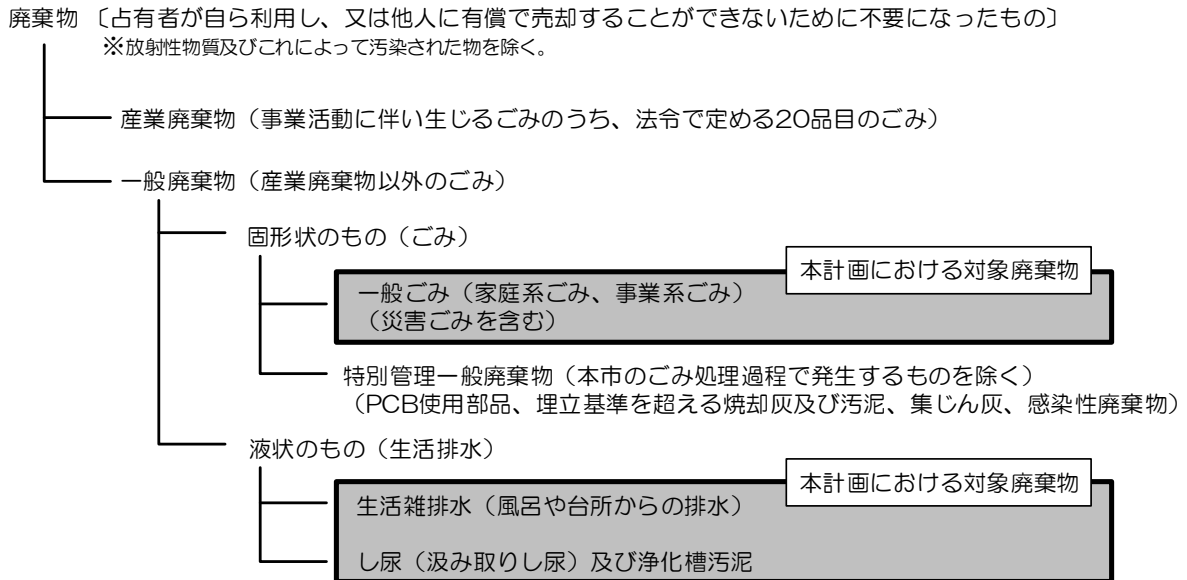


図3 本計画の対象廃棄物

第2章 地域の概要

1. 自然環境

(1) 位置

本市は、首都東京の東約80km、茨城県の東南部に位置しており、面積は約106km²である。鹿嶋・首都東京間はJR鹿島線、東関東自動車道（東関道）ともに約2時間で結ばれ、空の玄関・成田国際空港からは東関道で約30分の距離にある。

本市は、Jリーグ鹿島アントラーズの誕生と活躍をきっかけに、ホームタウンとなった5町村（鹿島町・大野村・神栖町・波崎町・潮来町）に地域の一体感が強まり、やがてホームタウンの中核である鹿島開発の対象となった3町（鹿島町・神栖町・波崎町）において、30年来の課題となっていた広域合併論議が再燃する中から、鹿島町と大野村が平成7（1995）年9月1日、鹿嶋市が誕生した。



図4 本市の位置

(2) 地形

本市は、茨城県東南部に位置しており、東の太平洋、西の北浦に挟まれた南北に細長い地形をしている。中央部は海拔 40m の鹿島大地、低地部は田園地帯と鹿島港と連携した工業地帯が広がっている。

(3) 気候

本市の気象状況は、表 1 及び図 5 に示すとおりである。

本市は、太平洋に面しているため、黒潮の影響を受けて、四季を通じて温暖な海洋性の気候で、平均気温は 15～16℃、年間雨量は約 1,600mm となっている。

表 1 本市の気象

年	区分	平均気温(℃)			降水量 (mm)	日照時間 (h)
		日平均	日最高	日最低		
2014年		15.0	19.2	11.1	1,846.0	2,194.1
2015年		15.5	19.4	12.0	1,597.0	2,045.4
2016年		15.7	19.6	12.1	1,549.5	1,948.7
2017年		15.1	19.1	11.4	1,430.0	2,103.6
2018年		16.3	20.4	12.6	1,447.0	2,121.8
5カ年平均		15.5	19.5	11.8	1,573.9	2,082.7

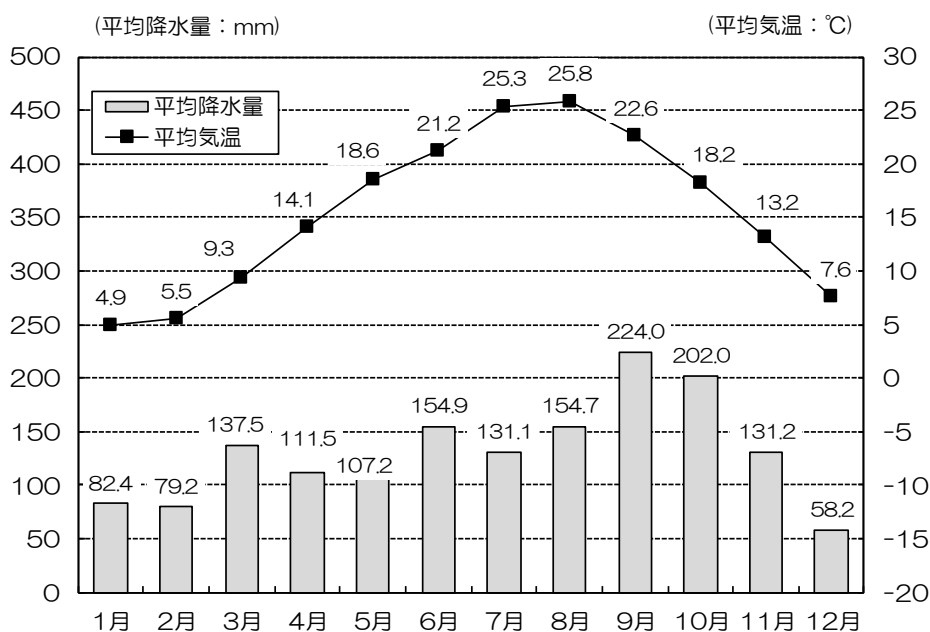


図 5 本市における月別降水量及び月平均気温 (2014～2018 年)

2. 社会環境

(1) 人口及び世帯数の推移

廃棄物の処理に大きな影響を及ぼす人口について、本市の人口及び世帯数の推移は、表2に示すとおりである。

本市の人口は、本計画の策定後も人口は減少し、2023年には66,274人となり、初めて67,000人を割っている。また、世帯数は2019年には30,151世帯であったが、2023年には30,904世帯へと増加している。今後も人口は減少傾向になり、世帯数は増加する傾向にあると考えられる。

また、1世帯当たりの人口は、2011年には2.51人であったが2023年には2.14人と減少しており、核家族化の進行や単身世帯の増加等がさらに進んでいると考えられる。

表2 人口及び世帯数の実績

区分 年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたりの人口 (人/世帯)
2014	68,090	28,354	2.40
2015	68,142	28,797	2.37
2016	68,182	29,222	2.33
2017	68,127	29,530	2.31
2018	68,057	29,847	2.28
2019	67,892	30,151	2.25
2020	67,687	30,438	2.22
2021	67,416	30,664	2.20
2022	67,031	30,827	2.17
2023	66,274	30,904	2.14

②人口分布

本市・茨城県・全国の年齢別人口分布は、図6に示すとおりである。

本市の年齢別人口分布は、15歳未満の人口が12.9%、生産活動人口となる15～64歳の人口が59.4%、65歳以上の人口が27.7%となっており、全国及び茨城県と比較すると、65歳以上の人口割合が高くなっている。

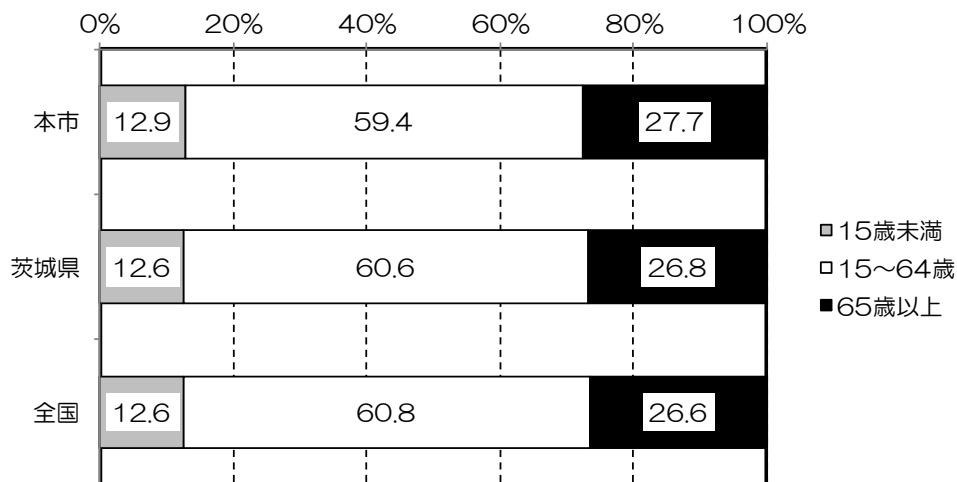


図6 年齢別人口分布 (2015年国勢調査)

(2) 産業

本市における産業構成割合の推移は、図7に示すとおりである。

産業構成の割合をみると、第一次産業及び第二次産業が減少傾向で、第三次産業が増加傾向となっている。

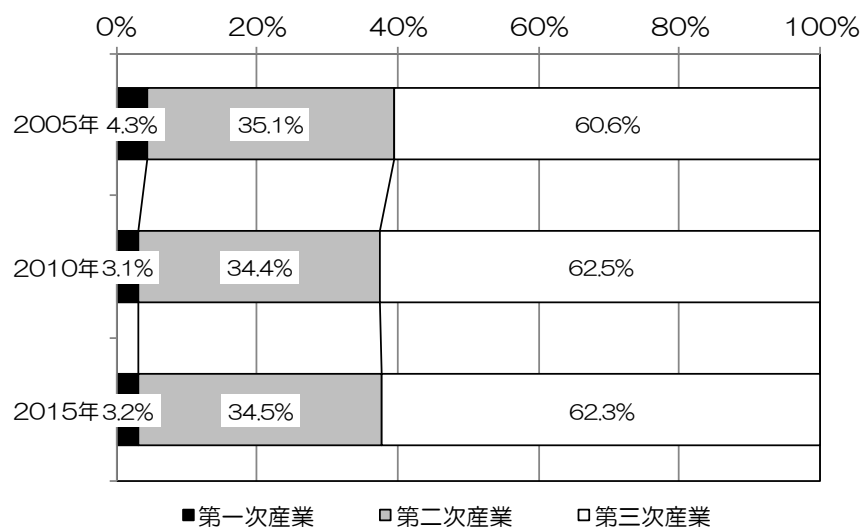


図8 産業構成割合の推移 (国勢調査)

(3) 土地利用

本市の土地利用状況は、表3及び図8に示すとおりである。

土地利用の状況をみると、雑種地が最も多く、次いで宅地、田、山林の順となっている。

表3 本市の土地利用状況

	(千m ²)						
市総面積	田	畑	宅地	雑種地	山林	原野	その他
106,030	13,089	11,556	20,815	24,329	12,957	2,441	20,843
100.0%	12.3%	10.9%	19.6%	23.0%	12.2%	2.3%	19.7%

資料：茨城県市町村概況（2018年1月1日）、平成30年度土地に関する概要調査報告書

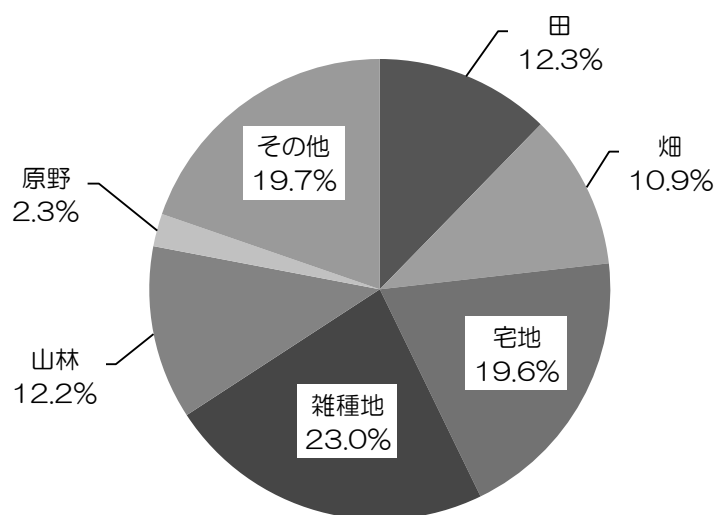


図8 本市の土地利用割合

3. 関連計画

(1) 総合計画

本市では、令和4(2022)年度に「第四次鹿嶋市総合計画(令和5年度～令和13年度)」が策定されたため、ごみ処理及び生活排水処理に関連する内容は、表4に示すとおりである。

表4 第四次鹿嶋市総合計画

項目	内容
基本政策	<p>基本政策4 環境未来都市・鹿嶋をつくる【環境未来都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鹿嶋市は南北に長く、東西は海と湖に囲まれ、また、斜面地の緑が特徴的な自然豊かな「まち」ですが、近年のひとの活動は地球の温暖化を進行させ、気候の変動による自然災害の大規模化や生態系への影響をもたらしているとされています。環境とひとの活動の向き合い方を再考する時期を迎えています。 地球全体で持続可能な脱炭素社会への取組が求められるなか、鹿嶋市では、海と緑に囲まれた豊かな環境を保全しながら、それらを生かして産業活動・経済活性化と両立する新たな環境未来都市への挑戦に取り組みます。
基本施策	<p>施策4-3 豊かな鹿嶋の海や緑を未来へつなぐ</p> <p>(1) 地球環境に配慮した持続可能なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①脱炭素への取組と気候変動への適応 地球温暖化の防止、気候変動の影響やリスクへの対応として、豪雨等の気象災害や熱中症等の健康被害についての対策強化や、省エネルギーの推進、二酸化炭素排出の少ないクリーンな次世代エネルギーへの転換、公共交通活用の推進などに取り組みます。 ②資源を有効利用する循環型社会への取組 資源を有効利用する循環型社会のまちを目指すために、家庭や事業系のごみの適正処理やごみの発生抑制、5R*(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア)を推進するとともに、不法投棄対策や空き家・空き地対策を含めた環境美化活動を図ります。 ③次世代への継承と事業者とのパートナーシップ 環境に関する自主的な行動・活動を広げるため、一人ひとりの意識・意欲に継続的に働きかけを行う環境情報の発信や、将来世代に向けて学校における環境学習の支援などに取り組みむとともに、事業者との協力体制づくりに取り組みます。 <p>(2) 鹿嶋の自然と共生するまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ②河川・湖沼、海岸の水辺の保全と活用 鰐川から北浦湖畔にかけての水辺空間や、鹿島灘沿岸の海浜について、生態系・生物多様性や緑の景観などの基盤となる重要な環境として適切な保全を行うとともに、観光やスポーツ、市民の憩いの場などへの活用を図ります。 ④公害等のリスクの防止 事業所に対する大気汚染や悪臭などの公害防止のための啓発・指導や煙や臭気などによる被害やトラブルの防止、大気調査・監視、海や河川の水質改善など、健全な生活環境を守る対策に引き続き取り組みます。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体系の概要

(1) ごみ処理の流れ

本市のごみ処理については、令和6年度より処理方法をこれまでのRDF（ごみ固形燃料）化処理から焼却処理に変更することに伴い、流れを大きく変更している。ごみの処理の流れについて、図9に示すとおりである。

本市では、収集したごみ及び直接搬入されたごみについて、可燃ごみは鹿嶋市と神栖市で構成する鹿嶋地方事務組合が広域処理している。鹿嶋地方事務組合が神栖市東和田地内にごみ焼却処理施設である「鹿嶋共同可燃ごみクリーンセンター」を整備し、令和6年3月に竣工し、4月から本格稼働している。ごみを焼却した後の焼却灰については、最終処分を行わず、本市に位置する新日本電工株式会社鹿嶋工場にて熔融処理にて資源化しているほか、他県に搬出して資源化している。

可燃ごみの効率的な収集と市民の利便性を確保し、鹿嶋共同可燃ごみクリーンセンター周辺の渋滞緩和を図ることを目的に、鹿嶋市平井地内に「鹿嶋可燃ごみ中継センター」を整備しており、令和6年7月からは鹿嶋市内で発生する可燃ごみを大型コンテナに積替え、鹿嶋共同可燃ごみクリーンセンターへ運搬している。

不燃ごみ及び粗大ごみは鹿嶋市立衛生センター（以下「衛生センター」という。）リサイクル施設にて破碎選別処理されている。選別後は資源（缶、ペットボトルなど）が資源回収業者により資源化され、可燃物は鹿嶋共同可燃ごみクリーンセンターにて可燃ごみとともに焼却処理されている。異物や不燃物は委託処理により埋立処分されている。

資源については、生きびん、紙類は直接資源化されているが、その他は衛生センター資源化施設にて選別・圧縮梱包処理されている。なお、使用済ペットボトルについては、令和4年度から民間事業者と連携し、ボトルtoボトル「水平リサイクル」の取り組みを開始し、本市の処理施設で圧縮・梱包した使用済ペットボトルは全量がペットボトルに生まれ変わっている。

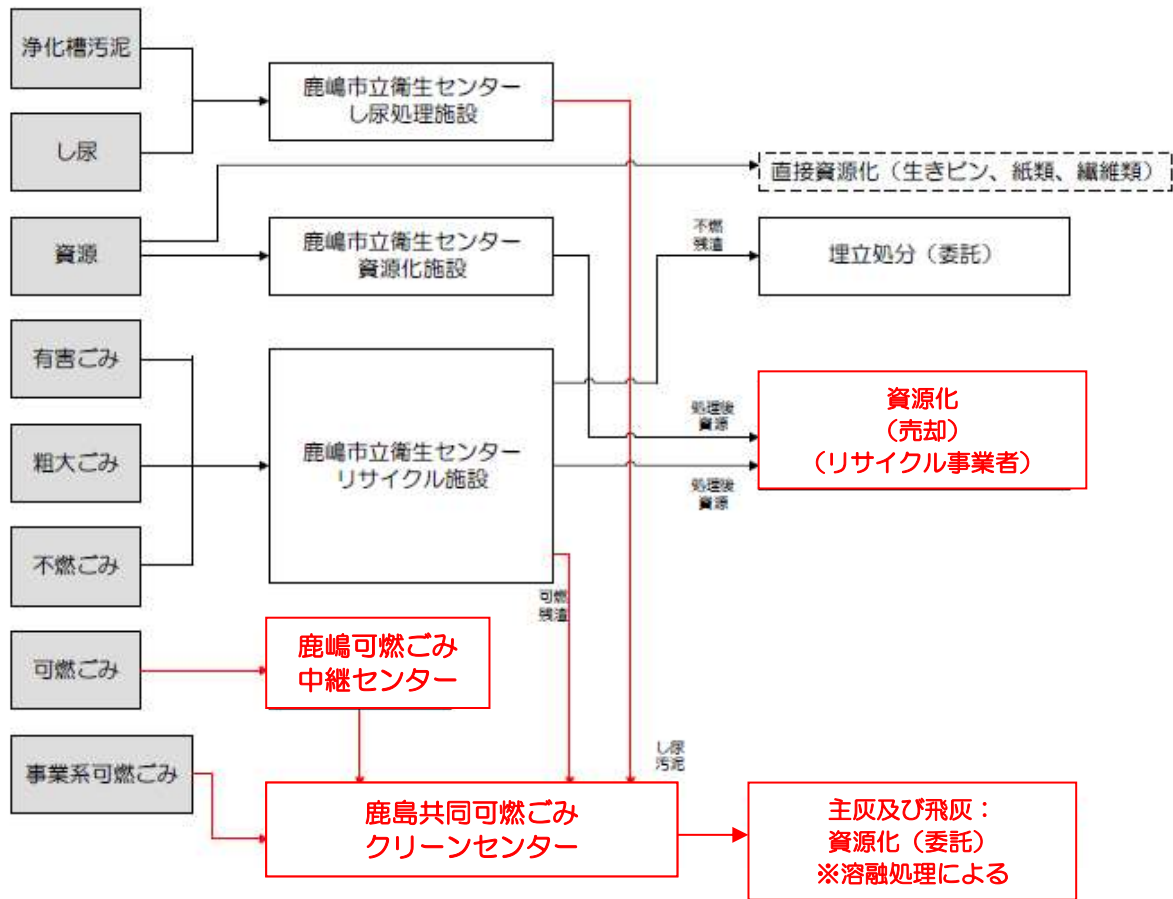


図9 ごみ処理の流れ

(2) ごみの分別区分


本市におけるごみの分別区分は、表5に示すとおりである。

ごみの分別区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源、粗大ごみ、有害ごみの大きく5つに分かれ、さらに資源ごみでは、可燃性の資源として新聞・チラシ、雑誌・その他の紙、ダンボール、牛乳パック、不燃性の資源としてビン、缶、ペットボトル、繊維類と分かれています。

以上より、本市の分別区分は5種12分別となっている。

なお、可燃ごみ及び不燃ごみは、指定袋にて排出することとなっている。

表5 ごみの分別区分

大区分		区 分	種 類
可燃ごみ		可燃ごみ	台所ごみ（生ごみ）等、特殊加工紙・紙くず等、雑草・木くず、竹等、家庭用廃食油、やわらかいプラスチック類、長いプラスチック、ゴム製品、皮製品、リユースできない繊維類（汚れた衣類など）
不燃ごみ		不燃ごみ	金属・小型電化製品・陶磁器・ガラス類、かたいプラスチック、危険な物（割れ物・刃物・針等、ライター、スプレー缶）
資源	可燃性の資源	新聞・チラシ	新聞、新聞と一緒に配達されたもの
		雑誌	雑誌
		その他の紙	雑かみ（包装紙・コピー用紙・のし紙・厚紙・菓子箱・ラップの芯等） ※収集停止中
		ダンボール	ダンボール
		牛乳パック	牛乳パック（中が銀色でないもの）
	不燃性の資源	ビン	清涼飲料・アルコール飲料、その他のビン
		缶	清涼飲料・アルコール飲料、缶詰の缶
		ペットボトル	清涼飲料水、酒類・醤油等の容器 マーク（  ）のあるもの
繊維類	布類 ※収集停止中		
粗大ごみ		粗大ごみ	家具類、建具類、家電・音響製品類、その他（自転車・ガステーブル、布団、じゅうたんなど）
有害ごみ		有害ごみ	乾電池・ボタン型電池・充電式電池、蛍光管・蛍光灯、体温計・温度計（水銀を使っている製品）

資料：家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方

2. ごみ排出量の実績

(1) ごみ排出量の推移

ごみ排出量の実績は、表6及び図10に示すとおりである。

家庭系ごみは、平成27(2015)年度以降概ね横ばいである。事業系ごみは、緩やかに増加している。全体では、令和元(2019)年度まで増加していたが、以降は緩やかに排出量が減少している。

表6 ごみ排出量の実績

		(t/年)								
項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
家庭系 ごみ	可燃ごみ	13,154	13,262	13,331	13,373	13,139	13,333	13,256	13,018	12,676
	不燃ごみ	3,000	3,310	3,052	3,171	3,256	3,465	3,707	3,532	2,908
	粗大ごみ	537	580	564	569	570	608	699	630	598
	資源ごみ	232	467	439	401	372	295	215	242	481
	その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	16,923	17,619	17,386	17,514	17,337	17,701	17,877	17,422	16,663
事業系 ごみ	可燃ごみ	4,015	4,149	4,758	5,043	5,112	5,165	4,589	4,508	4,325
	不燃ごみ	657	495	628	701	669	697	655	652	642
	粗大ごみ	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	15	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4,690	4,644	5,386	5,744	5,781	5,862	5,244	5,160	4,967
集团回収	943	916	1,139	1,048	942	929	790	706	746	
合計	22,556	23,179	23,911	24,306	24,060	24,492	23,911	23,288	22,376	

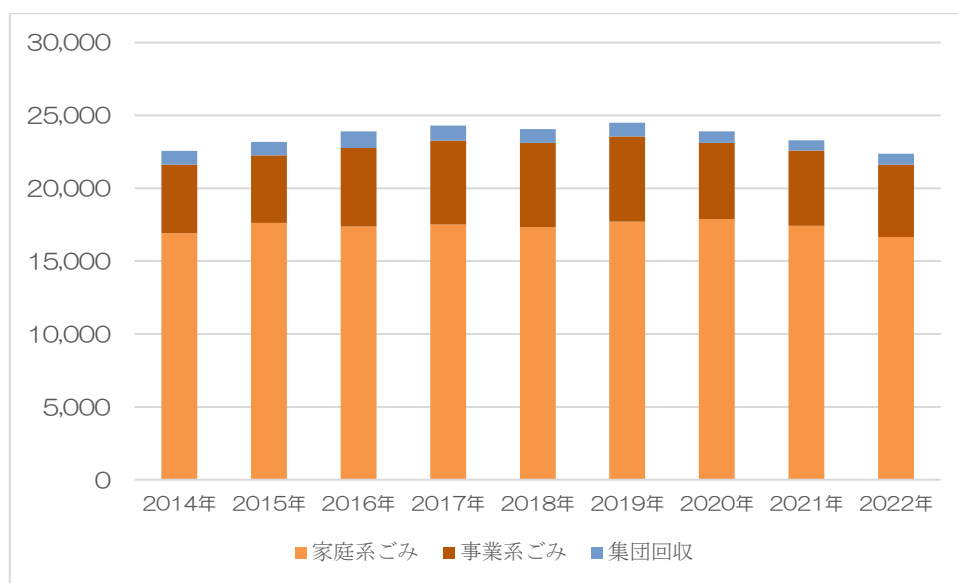
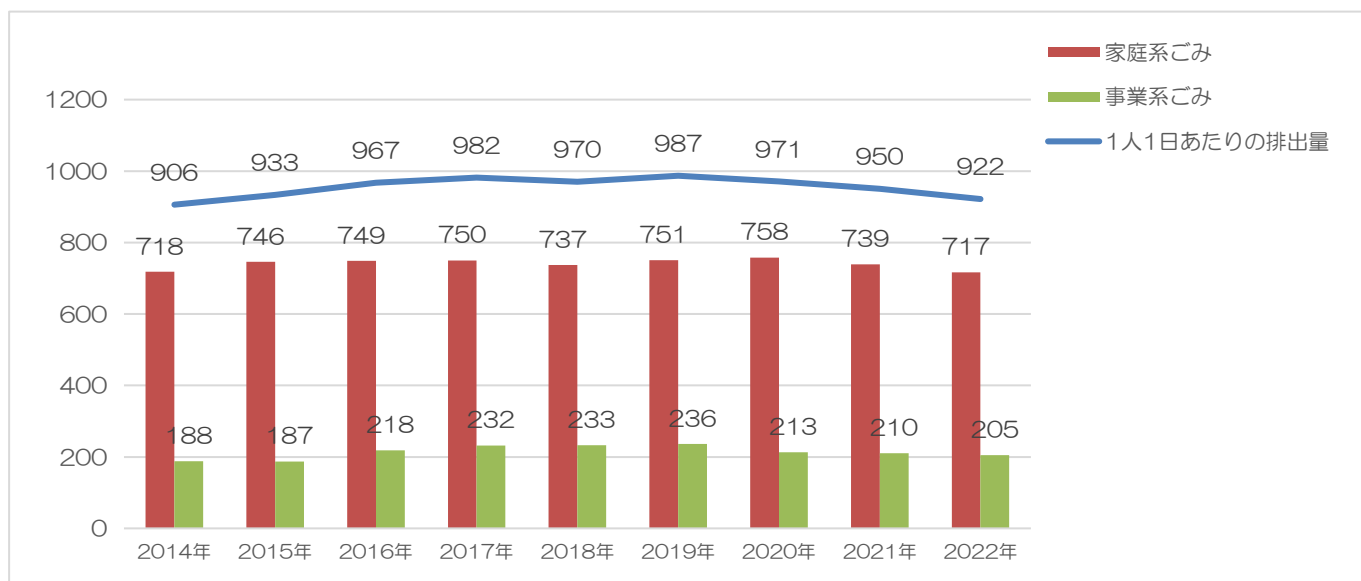


図10 ごみ排出量の推移

(2) 1人1日当たりの排出量及び1日当たりの排出量の推移

1人1日当たりの排出量及び1日当たりの排出量の実績は、図11に示すとおりである。

家庭系ごみ及び集団回収の1人1日当たりの排出量は、ここ近年概ね横ばいで推移している。事業系ごみの1日当たり排出量は、平成29(2017)年度で増加したが、それ以降は概ね横ばいである。ごみ排出量合計の1人1日当たりの排出量は、平成29(2017)年度で増加したが、平成30(2018)年度で減少に転じている。



※棒グラフは事業系ごみを示す。

図11 1人1日当たりの排出量及び1日当たりの排出量の推移

3. ごみの減量化及び資源化の実績

(1) ごみの減量化及び資源化の取り組み

①生ごみ処理機購入の助成

本市では、生ごみの排出抑制と減量化を目的に、生ごみ処理機、コンポスト容器、EM処理容器の購入に際しての助成を行っている。

助成制度の概要は表7に、生ごみ処理機等の助成実績は表8に示すとおりである。

表7 生ごみ処理機等助成制度の概要

生ごみ処理機	コンポスト容器	EM処理容器
1世帯1台まで 1台につき20,000円を上限として、購入費の2分の1に相当する額	1世帯2台まで 1台につき3,000円を上限として、購入費の2分の1に相当する額	1世帯2台まで 1台につき1,000円を上限として、購入費の2分の1に相当する額

表8 生ごみ処理容器及び処理機の助成基数実績

(基数)

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31・R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
生ごみ処理機	5	4	3	9	9	8	2	14	11
コンポスト容器	18	18	16	18	21	17	10	16	16
EM処理容器	5	19	11	6	8	8	11	5	6

②資源回収団体への助成

本市に登録した資源回収団体（任意団体）が資源物を収集するのに対して1kgあたり5円の補助を行っている。集団回収量の実績は、表9に示すとおりである。

表9 集団回収量の実績

(t/年)

項目	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
集団回収量	943	916	1139	1048	942	929	790	706	746

(2) リサイクル等の推移

本市におけるリサイクル量及びリサイクル率の実績は表 10 に示すとおりである。

リサイクル量の推移は概ね横ばいであるが、平成 29 (2017) 年度のみが少なくなっている。これは、固形燃料化量の減少によるものである。リサイクル率の推移は金属類やガラス類などのリサイクル量の減少に伴い、全体としても減少傾向にある。

表 10 リサイクル量及びリサイクル率の実績

(t/年)

項目		年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
リ サ イ ク ル 量	金属類		718	637	606	577	527	570	587	593	489	
	ガラス類		420	407	298	268	249	158	84	145	123	
	ペットボトル		278	272	201	190	225	231	208	258	187	
	紙類	紙製容器包装		113	113	109	91	89	0	0	0	0
		その他		301	246	225	184	166	256	270	259	250
		計		414	359	334	275	255	256	270	259	250
	布類			77	79	79	8	63	65	12	0	0
固形燃料 (RDF)			10,004	9,900	10,992	6,994	9,545	11,084	10,665	10,329	10,268	
	合計		11,911	11,654	12,510	8,312	10,864	12,364	11,826	11,584	11,317	
集団回収			943	916	1,139	1,048	942	929	790	706	746	
総リサイクル量 (リサイクル量+集団回収量)		①	12,854	12,570	13,649	9,360	11,806	13,293	12,616	12,290	12,063	
総ごみ排出量 (集団回収量を含む)		②	22,556	23,179	23,911	24,306	24,060	24,492	23,911	23,288	22,376	
リサイクル率		①÷②	57.0%	54.2%	57.1%	38.5%	49.1%	54.3%	52.8%	52.8%	53.9%	

4. 収集運搬の状況

(1) 収集運搬体制

本市のごみ収集・運搬について、家庭から出る可燃ごみ及び不燃ごみ、一部の資源（ビン・カン・ペットボトル）はステーション方式により収集し、委託業者が収集・運搬を行っている。粗大ごみは戸別回収により委託業者が行っているほか、衛生センターへの自己搬入により受け入れている。資源と有害ごみは資源集積所にて本市に登録された資源回収団体（任意団体）が回収し、集積した資源を市が委託した業者が収集・運搬している。

(2) 収集運搬方法及び回数

収集運搬の方法及び回数は表 11 に示すとおりである。

方法は、ステーション方式、資源集積所及び戸別回収である。令和 4 年度から収集回数を変更し、「ペットボトル・カン」の収集日を設定し、効率的に資源の収集を行っている。それまで、毎週 1 回の収集を行っていた不燃ごみを月 2 回の「ペットボトル・カン」、月 2 回の「不燃ごみ・ビン」の収集に分けている。そのため、令和 4 年度から、可燃ごみが週に 2 回、不燃ごみ・ビンが月に 2 回、ペットボトル・カンが月に 2 回、資源集積の資源ごみ及び有害ごみの収集が月に 2 回となっている。

表 11 収集運搬の方法及び回数

項目	排出方法	収集方法	収集回数
可燃ごみ	可燃用指定袋	ステーション方式	週 2 回
不燃ごみ ビン	不燃用指定袋	ステーション方式	月 2 回
缶 ペットボトル	それぞれ不燃用指定袋（もしくは、透明な袋でも可）	ステーション方式	月 2 回
資源ごみ	（可燃性の資源） 新聞・チラシ、雑誌・その他の紙、ダンボール、牛乳パック→十字に束ねて排出 （不燃性の資源） ビン、缶、ペットボトル→専用容器に排出	資源回収団体による資源集積所での収集	月 2 回
粗大ごみ	予約申込制	戸別回収及び衛生センターへ自己搬入	—
有害ごみ	—	資源集積所に排出	（月 2 回）

資料：家庭ごみ・資源の分け方・出し方

(3) 直接搬入ごみ

家庭及び事業所から直接搬入されるごみの受付概要は、表 12 に示すとおりである。

表 12 直接搬入ごみの受入概要

一般家庭から出るもの		可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ
事業所から出るもの		
手数料	一般家庭から出たごみ	粗大ごみ：戸別回収処理料金※の半額 粗大ごみ以外：無料 ※大：1,040 円（90cm 以上のタンス・机など）、中：520 円（自転車・電子レンジなど）、小：310 円（掃除機・扇風機・椅子・布団など）
	事業所から出たごみ	可燃ごみ※：0～10kg；190 円、10～20kg；360 円、20kg～；190 円加算（10kg 増す毎） ※：税抜き金額であり消費税を加算した金額から 10 円未満を切りすてる。 可燃ごみ以外：10kg につき 230 円（税込） （発泡スチロールのみ 10kg につき 460 円（税込））

5. 中間処理の状況

(1) 衛生センターリサイクル施設

衛生センターリサイクル施設は、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別処理を行っている。
その施設の概要は表 13 に示すとおりである。

表 13 衛生センターリサイクル施設の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	鹿嶋市立衛生センターリサイクル施設
所 在 地	茨城県鹿嶋市大字平井 2264
処 理 能 力	不燃ごみ：17t/日、粗大ごみ：4t/日
処 理 方 式	不燃ごみ：破碎機、手選別、磁選機 粗大ごみ：破碎選別
竣 工 年	平成 21（2009）年

(2) 衛生センター資源化施設

衛生センター資源化施設は、資源ごみ（金属類、ガラス類、ペットボトル等）の選別、圧縮・梱包処理を行っている。

その施設の概要は表 14 に示すとおりである。

表 14 衛生センター資源化施設の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	鹿嶋市立衛生センター資源化施設
所 在 地	茨城県鹿嶋市大字平井 2264
処 理 能 力	18t/日
処 理 方 式	選別、圧縮・梱包
保 管 面 積	屋内：40m ² 、屋外：86m ²
竣 工 年	平成 6（1994）年

(3) 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター

本市及び神栖市で構成される鹿島地方事務組合では、可燃ごみの処理方式を焼却方式とし、可燃ごみの焼却処理施設として鹿島共同可燃ごみクリーンセンターを稼働している。

本市の可燃ごみは、神栖市の可燃ごみとともに焼却処理され、熱回収により廃棄物発電されている。発電された電気は場内利用をし、余剰電気は売電を行っている。

その施設の概要は、表 15 に示すとおりである。

表 15 鹿島共同可燃ごみクリーンセンターの概要

項 目	内 容
施 設 名 称	鹿島共同可燃ごみクリーンセンター (エネルギー回収型廃棄物処理施設)
所 在 地	茨城県神栖市東和田 2 1 番地 1 1
敷 地 面 積	9,999.94m ²
建 築 面 積	4,443.75 m ² (延床: 9,160.80 m ²)
処 理 能 力	230 t / 日 (115 t / 日 × 2 炉)
処 理 方 式	焼却方式
竣 工 年	令和 6 (2024) 年

(4) 鹿嶋可燃ごみ中継センター

本市で発生した可燃ごみを鹿島共同可燃ごみクリーンセンターへの運搬を効率的にし、市民の利便性を確保するとともに、鹿島共同可燃ごみクリーンセンター周辺の渋滞緩和を図ることを目的に、鹿島地方事務組合が整備した鹿嶋可燃ごみ中継センターが稼働している。

その施設の概要は、表 16 に示すとおりである。

表 16 鹿嶋可燃ごみ中継センターの概要

項 目	内 容
施 設 名 称	鹿嶋可燃ごみ中継センター
所 在 地	茨城県鹿嶋市大字平井 2264
敷 地 面 積	6410.15m ²
積 替 方 式	コンパクト・コンテナ方式
建 築 面 積	1,610.83m ² (延床: 2,108.74 m ²) ※計量棟を含む
処 理 能 力	91 t / 日
竣 工 年	令和 6 (2024) 年

(5) 中間処理量の実績

本市における中間処理量の実績は、表 17 に示すとおりである。

表 17 中間処理量の実績

項目		年度	(t/年)									
			H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
鹿嶋市立衛生センター	搬入	不燃ごみ	3,806	3,805	3,817	3,871	3,925	4,269	4,304	4,184	3,551	
		粗大ごみ	568	579	565	569	570	622	699	630	598	
		古紙繊維類	166	174	171	102	84	81	58	54	50	
	搬出	資源化	紙、雑誌	450	433	415	354	318	311	282	259	250
			スチール	115	127	118	112	105	114	70	88	65
			アルミ	91	60	85	87	70	64	83	69	22
			ペットボトル	158	169	184	181	205	169	188	194	59
			破碎鉄	33	36	38	32	32	41	79	40	23
			ガラス	211	208	221	215	197	122	35	100	117
			スクラップ	268	287	275	315	277	307	420	338	290
			RDF化対象物	1,187	1,424	1,476	1,487	1,465	1,670	1,652	1,476	1,398
		可燃物 (廃プラ)	1,340	1,303	1,216	1,289	1,237	1,411	1,705	1,866	1,466	
		不燃物	不適物	215	197	143	135	132	117	289	230	384
家電製品	172		179	185	184	159	0	0	57	67		
	その他	0	28	33	30	44	22	44	29	27		
広域鹿嶋RDFセンター (本市分のみ)	搬入	可燃ごみ等	18,493	18,974	19,719	19,903	19,713	20,159	19,488	18,991	18,386	
	搬出	固形燃料	10,004	9,900	10,992	10,816	9,544	11,081	10,653	10,331	10,255	
		不適物	103	82	87	83	69	72	66	48	53	

6. 最終処分状況

本市は最終処分場を有していないことから、中間処理後の資源化できない不適物及び焼却処理に適さない不燃残渣を委託により埋立処分している。

7. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の実績は、表 18 に示すとおりである。

1人1日当たりのごみ処理経費の推移をみると、年々増加傾向となっており、令和元年度からは、可燃性一般廃棄物の焼却処理施設の建設・整備が始まったため、鹿島地方事務組合への建設改良費内の負担金が発生している。

表 18 ごみ処理経費の実績

	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
建設改良費 (千円)	12,913	7,770	10,378	62,932	91,588	68,607	1,830,491	966,689	100,114
工 事 費	収集運搬施設 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理施設 (千円)	12,913	7,770	10,378	62,932	91,588	24,607	36,409	37,479
	最終処分場 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
調査費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組合分担金 (千円)	0	0	0	0	0	44,000	1,794,082	929,210	85,044
処理・維持管理費 (千円)	714,979	874,710	957,715	938,025	1,054,370	1,023,834	1,102,361	1,117,983	1,248,857
人件費 (千円)	15,737	16,270	23,084	40,388	51,677	53,863	44,872	46,742	48,356
処 理 費	収集運搬費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理費 (千円)	0	18,155	28,817	16,410	19,840	21,903	21,266	19,269
	最終処分費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
車両等購入費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委 託 費	収集運搬費 (千円)	130,568	127,154	125,496	129,534	130,722	138,562	152,746	153,725
	中間処理費 (千円)	67,879	210,896	277,115	282,809	280,952	289,782	315,235	321,569
	最終処分費 (千円)	6,671	5,836	6,253	6,045	5,836	6,083	13,348	15,862
	その他 (千円)	0	3,725	6,210	10,079	6,624	3,603	5,230	2,432
組合分担金 (千円)	494,124	492,674	490,740	452,760	558,719	510,038	549,664	558,384	598,723
調査研究費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 (千円)	91,172	0	0	0	166	0	0	0	244
合計 (千円)	819,064	882,480	968,093	1,000,957	1,146,124	1,092,441	2,932,852	2,084,672	1,349,215
人口 (人)	68,175	67,885	67,754	67,802	67,943	67,815	67,487	67,194	66,516
1人当たりのごみ処理経費 (円/人)	12,014	13,000	14,288	14,763	16,869	16,109	43,458	31,025	20,284

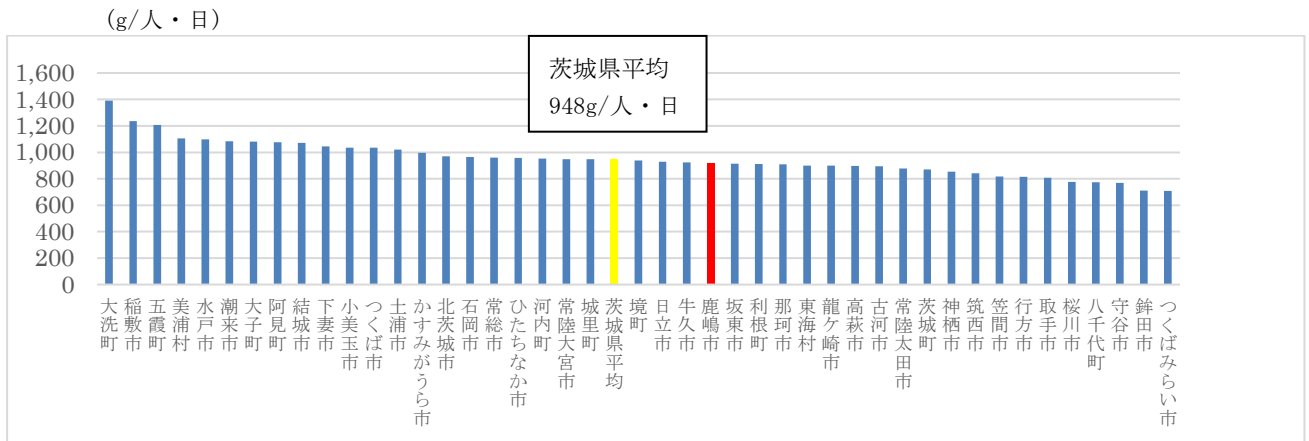
資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

8. 茨城県内自治体との比較

(1) 1人1日当たりのごみ排出量

茨城県内の1人1日当たりのごみ排出量（令和4（2022）年度）は、図12に示すとおりである。

本市の1人1日当たりのごみ排出量（922g/人・日）は平成29年度の調査結果では茨城県内45自治体中多い方から17番目だったが、令和4年度の調査結果では26番目になっており、茨城県平均より下回る結果となっている。



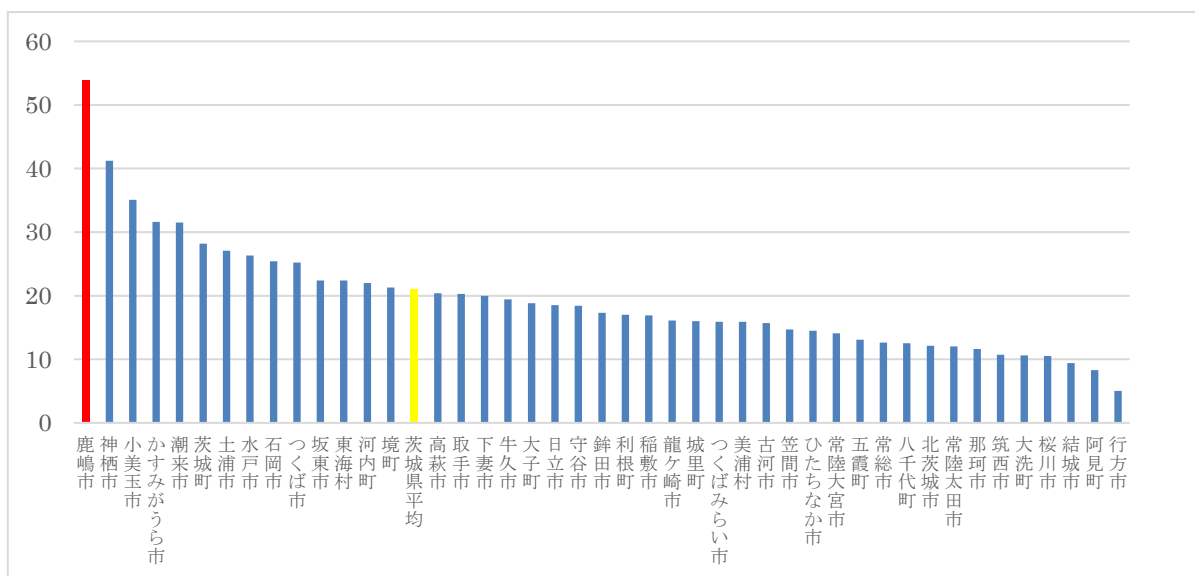
資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）【令和4年度】

図12 茨城県内のごみ1人1日当たりのごみ排出量【平成29（2017）年度実績】

(2) リサイクル率

茨城県内のリサイクル率（令和4（2022）年度）は、図13に示すとおりである。

本市のリサイクル率（53.9%）は、茨城県平均より約33ポイントも高くなっており、茨城県内45自治体中1番のリサイクル率の高さになっている。



資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）【令和4年度】

図13 茨城県内のリサイクル率【令和4（2022）年度実績】

9. 関係法令の動向

(1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「発生抑制」（リデュース）→「再使用」（リユース）→「再生利用」（リサイクル）→「熱回収」（サーマルリサイクル）→「適正処分」と定めている。

この法律を受け、第4次循環型社会形成推進基本計画において、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示している。

取組指標は表19に示すとおりである。

表19 一般廃棄物の減量化に関する取組指標

項目	概要
策定年月	・平成30年6月閣議決定
目標年度	・2025年度
目標値	・1人1日当たりのごみ排出量：約850g/人日 ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：約440g/人日 ・事業系ごみ排出量：約1,100万トン

資料：「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月 環境省）

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

基本的な方針では、一般廃棄物の減量化目標値として、表20に示す4つの指標が設定されている。

表20 一般廃棄物の減量化目標値の指標

項目	概要
策定年月	・平成13年5月（改正：令和5年6月）
基準年度	・平成24年度
目標年度	・令和7年度
目標値	一般廃棄物の減量化の目標量 ・排出量：平成24年度に対し、令和7年度の排出量を約16%削減する。 ・出口側の循環利用率：令和9年度に対し、約28%に増加させる。 ・最終処分量：平成24年度に対し、約31%削減する。 ・令和7年度において1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約440gとする。

※「排出量」：計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

資料：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年6月 環境省）

(3) 廃棄物処理施設整備計画

今回の計画は、従来から取り組んできた気候変動対策や3R・適正処理の推進に、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化するとともに、「3R・適正処理の推進」では、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を加えている。また、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を、上記の脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化するなど、廃棄物処理をとりまく社会の変化を廃棄物処理施設に反映させるよう充実させている。

表 21 廃棄物処理施設整備計画における目標

項 目	概 要
策 定 年 月	・令和5年6月閣議決定
基 準 年 度	・令和2(2020)年度
目 標 年 度	・令和9(2027)年度
目 標 値	<ul style="list-style-type: none"> ■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率(一般廃棄物の出口側の循環利用率):20%→28% ・最終処分場の残余年数:2020年度の水準(22年分)を維持 ■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値:20%→22% ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している 施設の割合:41%→46% ■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率:58%→76%以上 ・先進的省エネ型浄化槽導入基数:家庭用33万基→75万基 中・大型9千基→27千基

資料:「廃棄物処理施設整備計画」(令和5年6月 環境省)

(4) 茨城県廃棄物処理計画

茨城県では、令和3(2021)年3月に「第5次茨城県廃棄物処理計画(令和3年度～令和7年度)」を策定している。この計画は、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3Rや適正処理の取り組みを推進し、持続可能な循環型社会の形成を目指していくものとしている。

この計画においては、一般廃棄物の排出量等の目標が表22のとおり定められている。

表 22 一般廃棄物の減量化の目標

項 目	概 要
策 定 年 月	・令和3(2021)年3月
基 準 年 度	・平成30(2018)年度
目 標 年 度	・令和7(2025)年度
目 標 値	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量は、2018年度を基準として、年換算1%以上削減 ・産業廃棄物排出量は、2018年度を基準として年換算0.68%程度削減 ・最終処分量は、2018年度を基準として、概ね5%以上削減 ・産業廃棄物最終処分量は、2018年度を基準として概ね5%以上削減 ・不法投棄発生件数は、過去10年間の最少水準(77件)に抑制

資料:「第5次茨城県廃棄物処理計画(令和3年度～令和7年度)」

(5) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。その中核となるのが、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) である。

SDGs は途上国だけでなく先進国を含む全ての国に適用される持続可能な開発目標として 17 のゴールを示したものである。17 ゴールのうち 12 のゴールが環境に関連している。

2016 年 5 月に開催された G7 富山環境大臣会合では、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが主要な議題として扱われ、SDGs を中核とする 2030 アジェンダの実施を、すべてのレベルで促進していく強い決意が表明された。

具体的な指標として、ゴール 12 の「持続可能な消費・生産形態を確保する」があり、2030 年までに小売り・消費者レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるとしている。

【参考】持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

(1) 貧困	(2) 飢餓	(3) 保健	(4) 教育	(5) ジェンダー	(6) 水・衛生
1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
(7) エネルギー	(8) 成長・雇用	(9) イノベーション	(10) 不平等	(11) 都市	(12) 生産・消費
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の高度化を推進しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくると買おうと責任
(13) 気候変動	(14) 海洋資源	(15) 陸上資源	(16) 平和	(17) 実施手段	
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	

ロゴ：国連広報センター作成

日本自身の課題に関係が深い目標の例

- 成長・雇用 ● クリーンエネルギー ● イノベーション ● 循環型社会 (3R: Reduce Reuse Recycle 等)
- 温暖化対策 ● 生物多様性の保全 ● 女性の活躍 ● 児童虐待の撲滅 ● 国際協力 等

資料：「SDGs アクションプラン 2018～2019年に日本の「SDGs モデル」の発信を目指して～」
(平成 29 年 12 月、SDGs 推進本部)

（６）プラスチック資源循環法

廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題となっており、国内でも適正処理・３Ｒを率先していくことを目的に、令和３年６月１１日に公布、令和４年４月１日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という）を施行し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（３Ｒ+Renewable）を促進することとしています。

基本原則 — ３Ｒ + Renewable（持続可能な資源） —

○ 循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則を踏まえ、

- ① ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、
- ② より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替えた上で、
- ③ できる限り長期間、プラスチック製品を使用しつつ、
- ④ 使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（リサイクルによる再生利用、それが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を含め）を図ります。

特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ、確実に熱回収します。

いずれに当たっても、経済性及び技術可能性を考慮し、また、製品・容器包装の機能（安全性や利便性など）を確保することとの両立を図ります。

10. ごみ処理に関する課題

これまでの本市のごみ処理に関して、現状における問題点・課題を排出から処理・処分
の段階ごとに以下のとおり整理した。

(1) ごみの排出・リサイクルに関する事項

本市におけるごみ排出量については、本計画前の平成 29 (2017) 年度実績は、本市 982.2g/
人・日、茨城県平均 985.2g/人・日、全国平均 920g/人・日であったが、令和 4 (2022) 年
度実績では、本市は、920g/人・日であり、茨城県平均 948g/人・日、全国平均 880g/人・日
であり、ごみ排出量は減少傾向ではあるが、全国平均より高い数値になっている。そのた
め、ごみ減量化、リデュースの取り組みを一層推進していく必要がある。

リサイクルについては、令和 4 (2022) 年度実績で 53.9%ではあるが、令和 6 (2024)
年度からの処理方式の変更 (RDF 化処理から焼却処理への移行) により、これまで RDF
化はリサイクル率に算入されていたが、焼却処理では算入されないため、リサイクル率
が大きく減少することが想定されている。そのため、今後はより一層の資源化策を実施し
ていく取り組みが必要である。

加えて、プラスチック資源循環法の施行に伴い、廃プラスチックのリサイクルに向けて
の取り組みが求められていることから、本市においても適切なプラスチックのリサイクル
の検討を行っている。

(2) 収集運搬に関する事項

本市における収集運搬については、現行の体制を継続していくものとするが、今後もさ
らに安全かつ適正に収集運搬できるようにする必要がある。また、今後の新たな資源化策
の推進や分別変更などが発生した場合には収集運搬の状況が変わる可能性があるため、収
集運搬体制を再整備する必要がある。

また、本市においても、リチウムイオン電池の不適正排出におけるごみ収集車 (塵芥車)
内での火災が発生しており、安全にかつ効率的に収集運搬を行うために、市民による分別
の徹底への周知を引き続き行っていくことが必要である。

(3) 中間処理に関する事項

本市の不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ処理施設である鹿嶋市立衛生センターリサイクル
施設及び資源化施設は、施設の老朽化が進んでいること、また当該施設の整備後に、各種
リサイクル法の施行により、法を遵守したリサイクルを推進する施設となっていないため
に、今後は施設の更新もしくは新設整備を検討していく。

(4) 最終処分に関する事項

本市の最終処分について、すべて市外の民間事業者への委託処分となっているため、最終処分量を削減するとともに、今後の安定的な最終処分方法を検討する必要がある。

(5) 広域処理に関する事項

本市と神栖市の可燃性一般廃棄物の広域処理のために、鹿島地方事務組合は、鹿島共同可燃ごみクリーンセンター及び鹿嶋可燃ごみ中継センターを整備した。

今後は、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターへの効率的な搬入のため、神栖市波崎地内に「波崎可燃ごみ中継センター（仮称）」を整備し、可燃ごみの広域処理体制を構築していく。

また、RDF化処理施設の停止に伴い、鹿島地方事務組合において早急な建物等の解体を図る。そのため、本市の市有地であるため、当該地の跡地利用について検討が必要となる。

第2章 ごみ処理計画

1. 基本方針

基本方針

資源循環型社会の形成を進める～5Rの推進～

国においては、循環型社会形成推進基本法の制定により従来の処理・処分を中心としたシステムから一歩踏み出し、ごみを減量し有効利用を図っていくシステムである「循環型社会」の形成を目標としている。

これらを踏まえ、本市ではごみの減量化やリサイクルに取り組んでいるところである。

「第四次鹿嶋市総合計画」において、資源を有効利用する循環型社会のまちを目指すために、家庭や事業系のごみの適正処理やごみの発生抑制、5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア）を推進するとともに、不法投棄対策や空き家・空き地対策を含めた環境美化活動を図り、地域の環境保全に寄与する。

こうしたことから、本市の基本方針を「資源循環型社会の形成を進める」とし、より一層の取り組みを推進する。

この基本方針に沿って、市民・事業者の意識を高めることで、資源を大切に使い、そして再資源化し、再商品化を促進していくことにより、環境負荷やごみ処理経費の削減を目指していくものとする。また、再利用できる物については、民間企業と連携するなどし、リデュース・リユースを推進するなど、廃棄物にしない活動を推奨していく。

※『5R』

ごみを減らすための手順として、

<u>R</u> educe	リデュース（発生抑制）	：家庭で出るごみを減らす
<u>R</u> euse	リユース（再利用）	：そのまま使えるものは何度も使う
<u>R</u> ecycle	リサイクル（再生利用）	：資源として使う
<u>R</u> efuse	リフューズ（発生回避）	：ごみになるものを家庭に持ち込まない
<u>R</u> epair	リペア（修理）	：修理してもう一度使用する

の頭文字をとったものです。

2. 人口及びごみ排出量の予測

(1) 人口及びごみ排出量の予測方法

ごみ排出量と密接に関係してくる本市の行政区域内人口の予測は、「鹿嶋市人口ビジョン」（令和6年3月改訂）で行った推計人口（将来展望）を採用した。

その推計結果は、図14に示すとおりである。

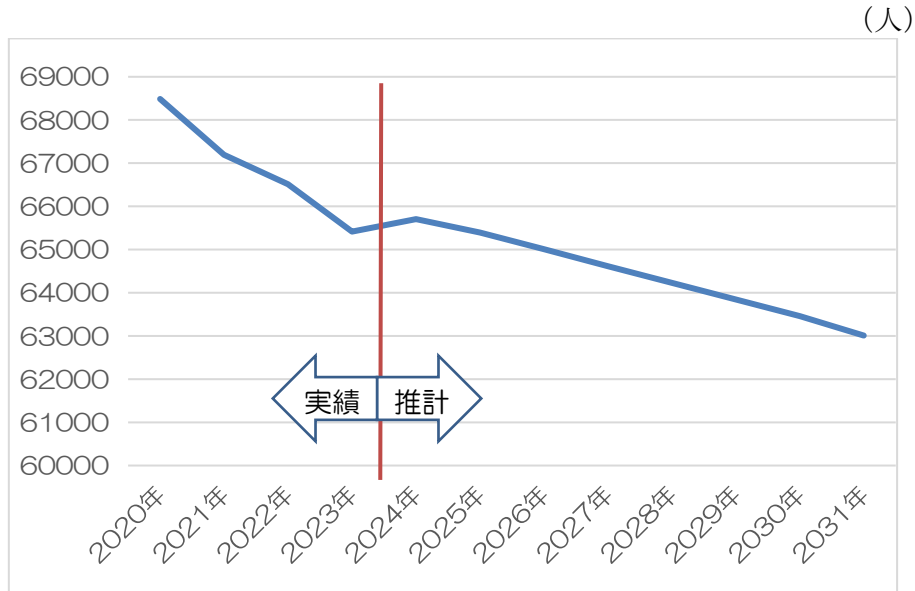


図14 本市における人口の予測

(2) ごみ排出量及び処理量の見込み（単純推計）

単純推計でのごみ排出量及び処理量は、図15に示すとおりである。

令和16（2034）年度におけるごみ排出量は約23,000tと予測され、見込み値は年々減少している。資源化量及び最終処分量はともに減少する見込みである。

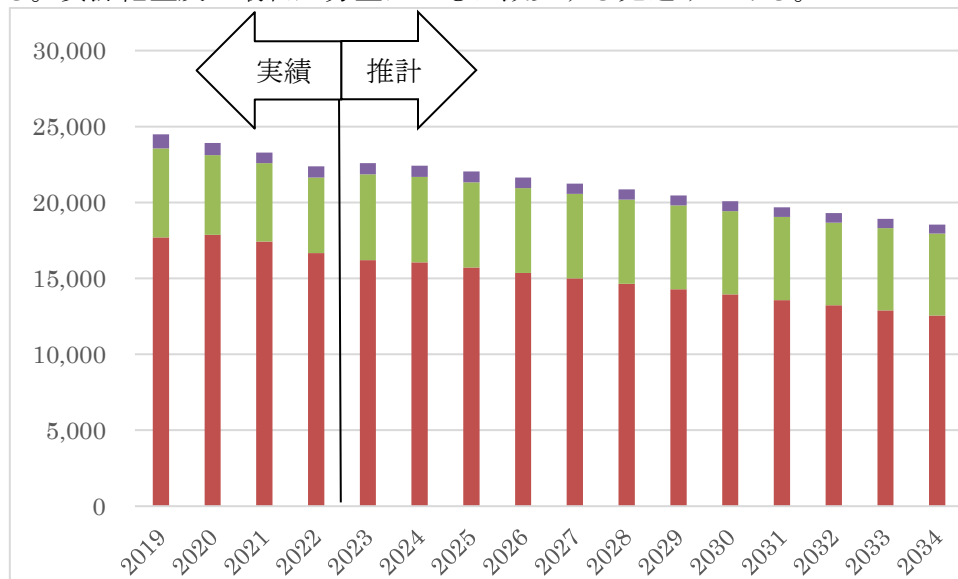


図15 ごみ排出量及び処理量の見込み（単純推計）の推移

3. ごみ減量化及び資源化の目標

(1) ごみ減量化及び資源化目標値の設定

本市の目標値は、国や茨城県の基本目標等を踏まえて、ごみの排出抑制や資源化の目標を設定することが望ましい。

しかしながら、ごみ排出量に関して、これまで様々な施策を実施しているが、本市の一人一日当たり排出量は国が示す基本目標を上回っており、ごみの減量化を進めることが必要である。加え、可燃ごみ処理施設の新設に伴い可燃ごみの処理方式が変更となることから、リサイクル率が減少することが見込まれ、ごみ排出量の減量とともに資源化量を増やしていくことが求められる。そのため、処理方式の変更に伴うごみ分別区分の見直し、ごみ減量化及び資源化施策を展開することとする。

本市の目標値は、以下のとおり設定する。なお、令和6年4月からのごみ分別区分の見直しに伴い、今後は、ごみ質やごみ排出量が変化するため、その推移を勘案し、適切な時期に見直すこととする。

- 市民一人一日当たりのごみ排出量を、令和 16 (2034) 年度で 795 g/人/日 (平成 30 (2018) 年度の約 18%減) とする。
- 事業系可燃ごみの 1 日当たりの排出量を、令和 16 (2034) 年度で 13.31t/日 (平成 30 (2018) 年度の約 5%減) とする。
- 事業系不燃ごみの 1 日当たりの排出量を、令和 16 (2034) 年度で 1.46t/日 (平成 30 (2018) 年度の約 20%減) とする。

(2) ごみ排出量及び処理量の見込み (目標推計)

目標値を達成した場合のごみ排出量及び処理量の見込みは、図 16 及び表 23 に示すとおりである。

令和 16 (2034) 年度におけるごみ排出量目標値は約 17,600 t であり、リサイクル率が約 17%、最終処分量が約 80 t と見込まれる。

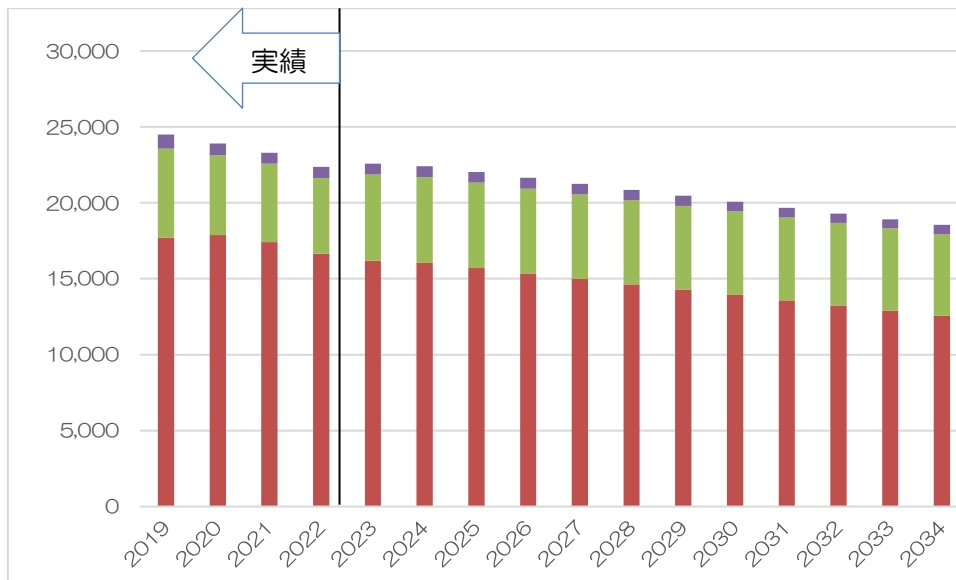


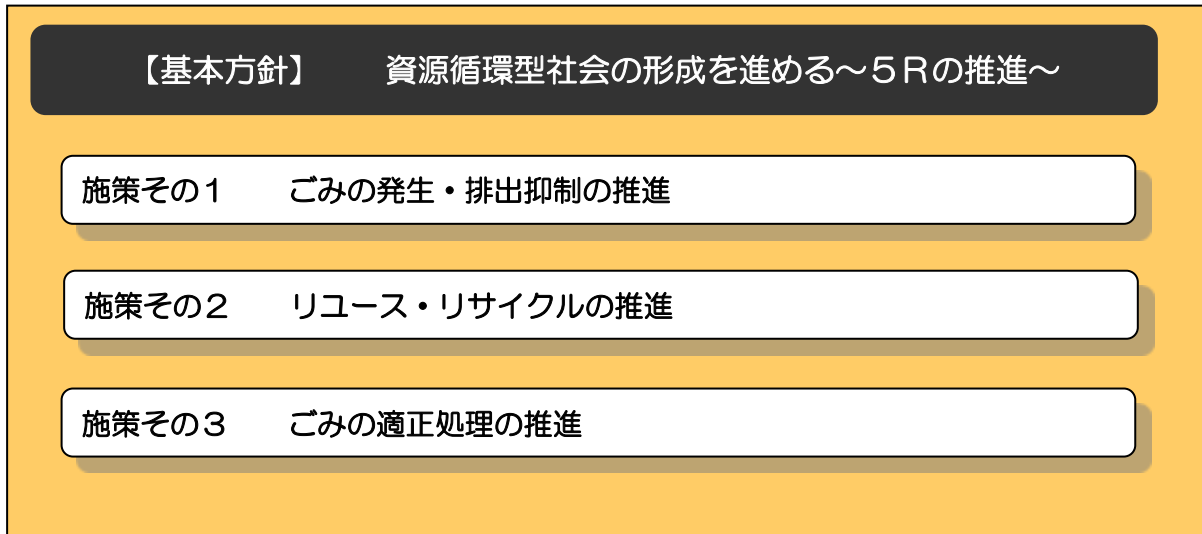
図 16 ごみ排出量及び処理量の見込み（目標推計）の推移

表 23 ごみ排出量及び処理量の見込み（目標推計）

		(t/年)				
		実績		推計		
項目	年度	H30 (2018)	R3 (2021)	R6 (2024)	R11 (2029)	R16 (2034)
計画収集人口		67,943	67,194	65,704	63,845	61,850
家庭系ごみ	可燃ごみ	13,139	13,018	12,210	10,868	9,552
	不燃ごみ	3,256	3,532	2,801	2,493	2,191
	粗大ごみ	570	630	576	513	451
	資源ごみ	372	242	463	412	362
	その他のごみ	0	0	0	0	0
	計	17,337	17,422	16,051	14,286	12,556
事業系ごみ	可燃ごみ	5,112	4,508	5,017	4,937	4,858.15
	不燃ごみ	669	652	624	578	532.9
	粗大ごみ	0	0	0	0	0
	資源ごみ	0	0	0	0	0
	その他のごみ	0	0	0	0	0
	計	5,781	5,160	5,641	5,516	5,391
集団回収		942	706	723	660	598
合計		24,060	23,288	21,692	19,802	17,947
g/人日		970.2	949.5	904	850	795
H30 対比		100%	98%	93%	88%	82%

4. 施策の展開

本市における施策の体系図は、次のとおりです。



5. 施策の取り組み内容

(1) ごみの発生・排出抑制の推進

取組(1) 多様な広報媒体を用いた啓発・情報提供【行政】

パネル展示や環境に関するイベント、広報及びホームページ等を活用し、家庭系ごみの発生抑制に向けた啓発・情報提供を行う。

取組(2) 食品ロスの削減【市民】【事業者】【行政】

「もったいない」を意識した行動に取り組むことで、家庭や事業所等における食品ロス(消費期限が切れた手付かず食品や食品の食べ残し等の廃棄)を減らすとともに、食品ロス削減の取り組みについての情報提供に努める。

広報及びホームページ等による食品ロスに関する情報提供により、生ごみの減量化を進める。また、出前講座などにより、市民に対して食品ロス削減の情報提供に努める。手つかず食品等の提供可能な商品は、イベント開催等を通じたフードバンク等の取り組みを検討する。

取組(3) リターナブル製品等の積極的な購入【市民】

使い捨て製品の購入を見直し、繰り返し使用できる容器や再生資源を原材料として使用した製品を積極的に購入する。

取組（４） ごみ処理有料化の導入検討【行政】

ごみの減量化を進めていくためには、排出者の意識を変える必要があり、ごみの排出量に応じた適切な処理コストの負担を求めることは、市民や事業者の意識改革の徹底を図る上で有効な方策である。したがって、今後の排出量の状況や減量化目標の達成状況等をみながら、市民の意見や周辺自治体の状況等を踏まえた上で、ごみ処理有料化の導入を検討する。

取組（５） 事業系ごみ減量化に向けて【事業者】

事業系ごみの家庭系ごみへの混入禁止や適正処理について指導等を実施するため、手引きやリーフレットの作成を検討し、減量化・再資源化も含めた情報提供・啓発を行う。また、資源物の混入が多い事業者に対しては、適正処理の指導等を実施する。

多量排出事業者からのごみ排出の実態把握とごみの減量及びリサイクル等に関する指導等を実施する。

飲食店においては、「3010（さんまるいちまる）運動」の推進により、生ごみの発生抑制に向けた啓発など、関係者の理解を得つつ、食品ロス削減に向けた取り組みを推進する。

取組（６） 廃プラスチックごみの削減及びその資源化【行政】

世界的に海洋プラスチックごみの増加による海洋汚染及び環境汚染が問題になっていることで、廃プラスチックごみの削減が求められており、環境省が推進するレジ袋削減・プラスチックスマートなどと連携し、SDGsを含めた取り組みを推進する。

取組（７） 生ごみ処理機等の普及【行政】

生ごみの堆肥化や減量化が図れる生ごみ処理機等により、生ごみの減容化に努める。家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器購入設置を推進する。また、家庭や事業所において取り組みが進むよう、広報紙及びホームページ等を活用した生ごみの水切り徹底や生ごみの減量化に関する情報提供を行う。

（２） リユース・リサイクルの推進

取組（８） リユースの促進【市民】【行政】

市民は、物を大切にし、物を繰り返し使用するものとし、行政では、市民のリユース促進を図る。

取組（９） ごみ分別の徹底とリサイクルの推進【市民】【事業者】【行政】

ごみの減量・資源化を図るため、紙類・ペットボトル・ビン・カン等の資源ごみの適正な分別排出に努め、より効率的にリサイクルを図る。また、廃プラスチックの資源化についても検討を進める。

家庭や事業所での取り組みが進むよう、広報紙及びホームページ等を活用したごみの分別に関する情報提供を行う。分別等のルールが守られていないごみへの張り紙

(お願い)により、適正な分別指導を推進する。

取組(10) 耐久消費財等の長期使用の実施【市民】【事業者】

市民は、電化製品や家具、自動車等の耐久消費財のできる限り長期使用に努める。また、購入した耐久消費財等を修理や再生をするなど、さらなる長期使用に努める。事業者は、耐久性が高く、修理や再生が可能であり、長期にわたり使用ができる製品の製造、販売に努める。

取組(11) 使用済プラスチックのリサイクルの促進【市民】【行政】

使用済プラスチックのリサイクルを推進するため、市民は使用済ペットボトルを適切に排出し、行政は民間事業者と連携し、水平リサイクルを推進する。

加えて、行政は、プラスチックを資源として循環させるサーキュラーエコノミー（循環経済）に積極的に取り組んでいく。

取組(12) 店頭回収の拡充【事業者】【行政】

販売事業者等が中心となり、食品トレイや牛乳パック等の店頭回収に積極的に取り組むエコショップ認定を進めていく。

市民や事業者等の参画が進むよう、店頭回収を行っている販売事業者等に関する情報提供を行う。

取組(13) 事業所でのリサイクル促進【事業者】

事業所紙類などの資源物は、資源を分別する手間、排出量が少ない、処理する業者がない、処理料金が高等の理由から、資源化しにくい状況となっているため、事業所等の理解を得ながら、複数の事業所が協力して資源物の回収を行うような新たな回収システムの構築について検討する。

取組(14) 事業系ごみの適正排出に向けて【事業者】【行政】

ごみの適正排出に向けた事業所等への助言・指導を実施する。事業所等においてごみの適正排出が徹底されるよう、廃棄物処理施設搬入時の監視・指導を実施する。

事業所等の動機付けとなるよう、近隣自治体や全国の自治体の状況等を勘案した廃棄物処理手数料の適正化に努める。

(3) ごみの適正処理の推進

取組(15) 収集運搬体制の継続【行政】

家庭ごみの収集・運搬において、効率性及び経済性を確保するため、委託業者による収集運搬を継続する。

社会情勢やリサイクル関係法令及び広域ごみ処理協議の動向を踏まえつつ、地域に適した収集運搬システムの継続に努める。

取組（16） 中間処理施設の管理・運営【行政】

衛生センターに搬入された不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみについて、適切な選別により、リサイクル率の向上に努める。また、施設の適切な維持補修を行い、施設の長寿命化に努める。

表 24 施策の取り組み内容に対して期待する効果

項目	施策内容	主体	期待する効果
(施策その1) ごみの発生・排出抑制の推進	(取組1) 多様な広報媒体を用いた啓発・情報提供	行政	・生活系ごみ全体排出量の減少 ・市民のリデュースの意識醸成
	(取組2) 食品ロスの削減	市民 事業者 行政	・可燃ごみ中の生ごみ(ちゅう芥類)排出量の減少
	(取組3) リターナブル製品等の積極的な購入	市民	・生活系ごみの可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ排出量の減少
	(取組4) ごみ処理手数料制度の導入検討	行政	・生活系及び事業系一般廃棄物全体排出量の減少
	(取組5) 事業系ごみ減量化に向けて	事業者 行政	・事業系ごみの全体排出量の減少
	取組(6) 廃プラスチックごみの削減	行政	・生活系ごみと事業系ごみの排出量の減少
	(取組7) 生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機等の普及	行政	・可燃ごみ中の生ごみ(ちゅう芥類)排出量の減少
(施策その2) リユース・リサイクルの推進	(取組8) リユースの促進	市民 事業者 行政	・リユース量の増加 ・ごみ減量化の推進
	(取組9) ごみ分別の徹底とリサイクルの推進	市民 事業者 行政	・分別の徹底 ・ごみ資源化量の増加
	(取組10) 耐久消費財等の長期使用の実施	市民 行政	・廃棄物にしない取り組みの推進 ・粗大ごみ排出量の減少
	(取組11) 使用済プラスチックのリサイクルの促進	市民 行政	・リサイクルの積極的な推進 ・資源化量・資源化率の増加
	(取組12) 店頭回収の充実	事業者 行政	・生活系ごみ全体排出量の減少 ・資源化量の増加
	(取組13) 事業所でのリサイクル促進	事業者	・事業系ごみの資源化量の増加
	(取組14) 事業系ごみの適正排出に向けて	事業者 行政	・事業系ごみ全体排出量の減少 ・事業系ごみの資源化量の増加
(施策その3) ごみの適正処理の推進	(取組15) 収集運搬体制の継続	行政	・効率的な収集運搬の推進
	(取組16) 中間処理施設の管理・運営	行政	・安定的な施設運営の推進

6. 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する目標

ごみの収集・運搬は、ごみを迅速かつ効率的に収集し、生活環境に支障のないよう安全に運搬している。本市では、ごみの発生段階におけるごみの減量化を図るとともに、排出段階における減量化及び分別の徹底を図り、資源化が可能なものは再生利用の推進を図ることができる収集運搬を推進する。

また、市民への協力・要請により、処理・処分の形態に即した分別排出の徹底を図ること、本市における適正処理を見据えた収集を推進する。

(2) 計画収集区域

本市全域を収集対象区域とする。

(3) 収集区分及び方法

収集区分については、当面は現在の収集品目を維持するが、将来において、リサイクルを推進するために、ごみの分別品目等の変更が生じた際は、適時見直しを図る。

また、収集方法は、現在、ステーション方式で行っており、粗大ごみについては戸別回収を行っていることから、今後も現体制を維持する。

(4) 事業系ごみの収集運搬体制

本市では、事業系ごみの収集運搬において、廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可を行っている。収集運搬業は、将来にわたり継続的かつ安定的に実施しなければならないため、許可制度の運用にあたっては、それぞれの収集運搬業者の収集能力を把握した上で判断する必要がある。

現在の許可業者による収集運搬は問題なく実施されているため、特別な事情がない限り新規の許可は認めていない。今後の許可制度の運用は、事業系ごみの収集量などの状況を総合的に検討した上で判断していくものとする。

7. 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

ごみの中間処理は、適切な選別の実施により有価物を回収し、資源化に努める。また、ごみの減量化・資源化により、最終処分場への搬出を減らしていく。

(2) 中間処理の方法

本市域内で収集された一般廃棄物の中間処理については、可燃ごみが鹿島地方事務組合において広域処理され、不燃ごみ及び粗大ごみと一部の資源ごみを衛生センター（リサイクル施設と資源化施設）において処理を行う。

(3) 中間処理施設の更新

不燃ごみ及び粗大ごみ、資源ごみの処理を行っている衛生センター（リサイクル施設及び資源化施設）の老朽化及び当該施設の建設以降の各種リサイクル法の制定や改正などに伴い、法を適合した処理を行うことができるように、施設の更新もしくは新たに整備を行うことを検討する。

8. 可燃ごみの広域処理

本市・神栖市で構成する鹿島地方事務組合において、可燃性一般廃棄物の広域処理を行うために、令和6年4月から神栖市東和田地内に廃棄物焼却施設である鹿島共同可燃ごみクリーンセンターを整備し、稼働している。加えて、運搬効率の向上や市民の利便性の維持、鹿島共同可燃ごみクリーンセンター周辺の交通渋滞対策のため、両市にごみの積替え施設を整備することとなっている。

本市における積替え施設として、鹿島地方事務組合が鹿嶋市平井地内に整備した鹿嶋可燃ごみ中継センターでは、本市内で発生した可燃ごみを収集運搬したごみ収集車から、コンパクトと呼ばれる圧縮機を使用して、大型コンテナに積替える「コンテナ・コンパクト方式」を採用し、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターに効率的にごみを運搬している。

現在は、鹿島地方事務組合において神栖市波崎地区に波崎可燃ごみ中継センター（仮称）の整備を進めることになっている。また、使用停止となったRDF化処理施設については、鹿島地方事務組合において早期に解体することになっている。

9. 最終処分計画

（1）最終処分に関する目標

本市では、発生したごみについて中間処理及び資源化後、公衆衛生の保全を図るために最終処分量の削減に努める。

（2）今後の最終処分

本市内において新たな最終処分場の整備は困難であるため、今後も中間処理後の不適物及び不燃物は委託処分を行っていくものとする。

10. その他の計画

(1) 地域に関する諸計画との関係

本計画の上位計画である「鹿嶋市総合計画」及び「鹿嶋市環境基本計画」との整合を図るものとする。

また、茨城県が策定した「第5次茨城県廃棄物処理計画」についても配慮するものとする。

(2) 不法投棄対策

近年の不法投棄増加による環境への悪影響は全国的な社会問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊が懸念されている。

そのため、不法投棄防止に関する取り組みは、各種啓発チラシの配布や監視カメラ設置、防止看板・横断幕の設置などの啓発活動とともに、地元住民や各種団体等の清掃活動への協力や、県や警察等関係機関と連携してパトロールを実施するなどの未然防止活動を通して、不法投棄をされない意識づくり・環境づくりに取り組むものとする。

(3) 災害廃棄物処理計画

地震災害及び風水害等に伴い発生した災害廃棄物については、県、周辺自治体及び一部事務組合、廃棄物処理業団体、建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに可能な限り現有施設で適正な処理処分を行っていくものとする。

災害発生時に備えて平常時においても、廃棄物処理組織の整備、周辺自治体と連携した相互支援・協力体制の整備を図るとともに、一時保管場所及び処理処分場所の確保に努め、機材・人員配置などの調整を速やかに行っていくために、災害廃棄物処理基本計画を策定している。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1. 水環境の状況

(1) 河川の状況

本市には、河川環境基準A類型に指定されている流川を始めとして、いくつかの河川、都市下水路、農業排水路等が北浦へ注いでいる（図17）。これらの河川等は、いずれも小規模で水量が少なく、また流域面積も狭いので、生活排水の影響を受けやすい状況にある。

環境基準の河川A類型に指定されている流川について環境基準の調査結果は表25のとおりである。



資料：「2023年度（2022年度データ）鹿嶋の環境」

図17 本市における河川の状況

表25 河川水質調査BOD年平均値の経年変化

	調査地点					
	鉢形都市下水路	堀割川	流川※	中里川	石川	沼里川
2013年度	2.2	4.5	3.2	1.6	1.7	1.1
2014年度	2.0	2.3	1.5	1.6	2.1	1.5
2015年度	1.7	3.4	2.9	1.5	3.6	1.1
2016年度	2.2	5.1	2.0	3.0	2.6	1.0
2017年度	1.9	4.1	1.7	1.7	1.9	1.4
2018年度	2.9	4.7	1.6	2.1	5.1	1.5
2019年度	2.2	3.1	1.7	2.0	1.9*	2.1*
2020年度	1.8*	2.8	2.6	1.5	2.7	1.6
2021年度	1.9	2.1	3.6	2.0	3	1.3
2022年度	2.2	2.8	2.7	1.7	2.2	1.9

※ 環境基準値 A類型：2 mg/L 以下

* 不検出（0.5 mg/L 未満）は、下限値（0.5 mg/L）として年平均値を算出した

資料：「2023年度（2022年度データ）鹿嶋の環境」

(2) 海域・湖沼の状況

本市には、海域では鹿島灘及び鹿島港、湖沼では北浦を有している（図 18）。

水質調査をみると、対象となる海域及び湖沼について、計画策定時の平成 29 年度に続き、令和 4 年度の調査結果でも環境基準値を達成している（表 26）。



資料：「2023 年度（2022 年度データ）鹿嶋の環境」

図 18 本市における海域・湖沼の状況

表 26 海域・湖沼水質調査 COD 結果

水域 番号	水域	調査地点名	環境基準		測定結果
			水域累計	COD	COD
①	鹿島灘海域	下津	A	2.0以下	0.7
②	港湾北部	平井沖	B	3.0以下	1.0
③		住金Aルート	B	3.0以下	1.9
④	鹿島港内	北航路	C	8.0以下	1.8
⑤	北浦	神宮橋	A	3.0以下	12.0

(mg/)

資料：「2023 年度（2022 年度データ）鹿嶋の環境」

2. 生活排水処理の状況

(1) 生活排水処理の体系

本市における生活排水処理・処分の体系は、図 19 に示すとおりである。

本市で発生するし尿及び生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽で処理されているが、一部の生活雑排水は未処理のまま公共水域に放流されている。

また、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥及び汲み取りし尿については、本市の衛生センター汚泥再生処理施設に搬入し、処理している。

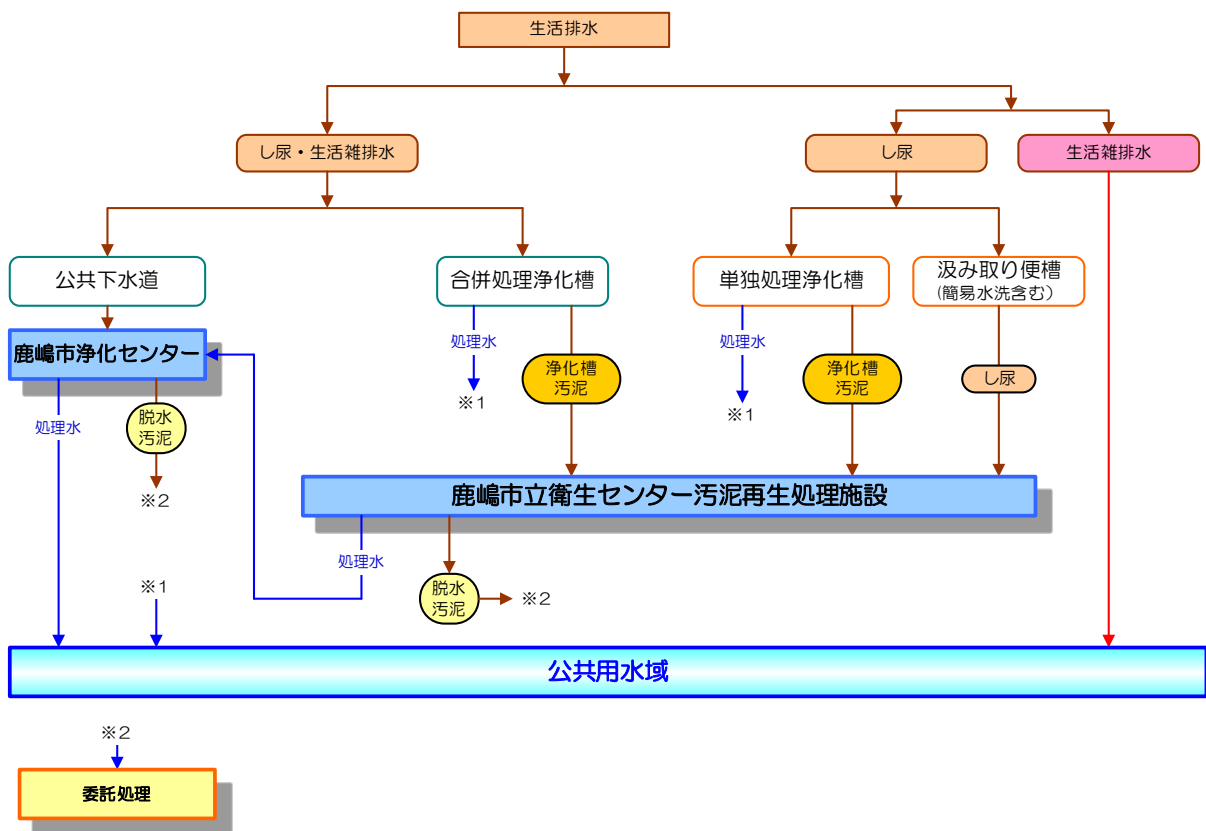


図 19 本市における生活排水処理体系

(2) 汚水処理施設整備事業の現状

①公共下水道整備事業

下水道については、公共下水道事業を進めており、鹿嶋市浄化センターにて処理が行われている。

表 27 鹿嶋市浄化センターの概要

項 目	概 要
運転開始	昭和 60 年 10 月
敷地面積	86,400m ²
処理能力	14,400m ³ /日
処理人口	34,400 人
排除方式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法

②農業集落排水処理施設整備事業

農業集落排水処理については、大船津処理地区、中村処理地区及び爪木処理地区の 3 箇所で整備され、供用を行っている。それらの処理地区の概要は、表 28 に示すとおりである。

表 28 農業集落排水事業の概要

地 区 名	大船津地区	中村地区	爪木地区
所 在 地	鹿嶋市大字大船津 4063 番地	鹿嶋市大字中 2076 番地	鹿嶋市大字爪木 1540 番地 2
施 設 面 積	2,823m ²	1,000m ²	1,800m ²
処 理 区 域	174ha	151ha	25.2ha
処 理 人 口	1,840 人	770 人	510 人
処 理 方 法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法
処 理 能 力	497m ³ /日 (平均)	207.9m ³ /日 (平均)	138m ³ /日 (平均)
供用開始日	平成 12 年 10 月 1 日	平成元年 5 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日

③合併浄化槽等普及推進事業

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽等普及推進事業を行っており、個人で設置する合併処理浄化槽の設置費用や既設単独浄化槽の撤去費用などの一部を補助している。

(3) 生活排水処理人口の推移

本市における生活排水処理人口の推移は、表 29 に示すとおりである。

本市の污水衛生処理人口（公共下水道人口、農業集落排水処理人口及び合併処理浄化槽人口の合計）は増加傾向にあり、平成 30（2018）年度の污水衛生処理率は 9 割近くになったが、令和 2 年度に、合併浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口が現実と乖離していることから、両人口を算出する係数を見直したため、合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口が減少しており、それに応じて、非水洗化人口が増加している。

表 29 生活排水処理形態別人口の実績

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
総人口（外国人を含む）	67,776	67,700	67,017	66,771	66,466	65,286
1. 計画処理区域内人口	67,776	67,700	67,017	66,771	66,466	65,286
1) 污水衛生処理人口	59,716	60,469	59,779	53,982	55,550	53,947
(1) 公共下水道人口	33,750	33,763	33,780	33,827	34,063	34,265
(2) 農業集落排水処理人口	1,699	1,893	829	733	728	695
(3) 合併処理浄化槽人口	24,267	24,813	25,170	19,422	20,759	18,987
2) 未処理人口	8,060	7,231	7,238	12,789	10,916	11,339
(1) 単独処理浄化槽人口	6,588	6,516	6,757	4,815	4,788	4,479
(2) 非水洗化人口	1,472	715	481	7,974	6,128	6,860
3) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0
2. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0
3. 污水衛生処理率	88.1%	89.3%	89.2%	80.8%	83.6%	82.6%

(4) し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移は表 30 に示すとおりである。

し尿の排出量の推移は減少傾向であり、浄化槽汚泥の排出量の推移は概ね横ばい傾向である。

表 30 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

(kL/年)

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
し尿	108	114	129	116	141	123	105	63	77	35
浄化槽汚泥※	20,654	22,436	22,094	22,346	22,264	23,064	22,849	21,758	22,322	22,109
合計	20,762	22,550	22,223	22,462	22,405	23,188	22,954	21,822	22,399	22,144

※合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の合計

(5) し尿及び浄化槽汚泥の 1 人 1 日当たりの排出量の推移

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の 1 人 1 日当たりの排出量の推移は、表 31 及び図 20 に示すとおりである。

浄化槽汚泥の 1 人 1 日当たりの排出量は概ね横ばいで推移している。し尿の 1 人 1 日当たりの排出量は平成 29（2017）年度まで減少していたが、平成 30（2018）年度で増加に転じている。

表 31 し尿及び浄化槽汚泥の 1 人 1 日当たりの排出量の内訳

(L/人・日)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
し尿		0.27	0.44	0.36	0.18	0.54
浄化槽汚泥		1.80	1.95	1.96	1.98	1.94

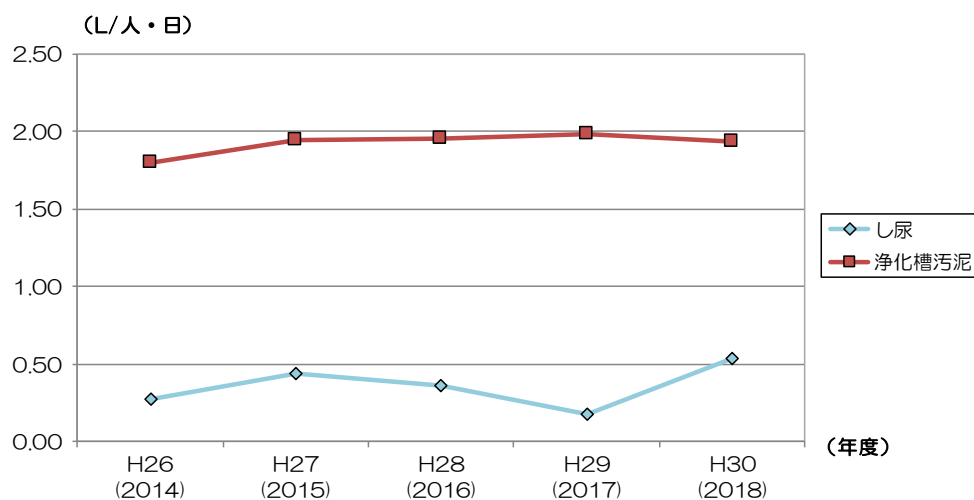


図 20 し尿及び浄化槽汚泥の 1 人 1 日当たりの排出量

(6) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬状況

本市で排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について、し尿及び浄化槽汚泥は本市が許可した業者が行っている。

(7) し尿及び浄化槽汚泥の中間処理及び最終処分状況

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、本市が管理運営する衛生センター汚泥再生処理施設に搬入し、処理を行っている。

その概要は、表 32 に示すとおりである。

表 32 衛生センター汚泥再生処理施設の概要

項目	施設概要
施設名	鹿嶋市立衛生センター汚泥再生処理施設
竣工年度	平成 18 年 3 月
所在地	茨城県鹿嶋市大字平井 2 2 6 4 番地
処理能力	89kL/日 (し尿：8kL/日、浄化槽汚泥：77kL/日、 農業集落排水施設汚泥：4kL/日)
処理方式	固液分離堆肥化・希釈放流方式
放流先	公共下水道

(8) し尿等処理の経費

し尿等処理経費の推移は表 33 に示すとおりである。

し尿等処理経費の推移をみると、施設の老朽化のため、大規模改造工事が増加していることから、処理経費も増加傾向となっている。

表 33 し尿等処理経費の実績

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
し尿等処理経費※ (千円)	137,373	119,618	143,833	134,984	101,732	198,405

※し尿等処理経費 = 建設改良費+処理維持管理費+その他

3. 生活排水処理に関する課題

(1) 生活排水処理施設の整備

本市の生活排水処理は、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続促進及び合併処理浄化槽の設置補助により生活排水処理施設の整備を推進してきたが、河川等の水質汚濁の原因ともなっているし尿以外の生活雑排水については、本市の平成 30（2018）年度の汚水衛生処理率は 89.3%に達しており、茨城県平均 80.4%（平成 29（2017）年度）を上回って、全国平均 90.0%（平成 29（2017）年度）と同水準である。

河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するためには、公共下水道の整備区域以外の地区の生活排水処理の方策として、合併処理浄化槽等による個別処理など、地理的条件や人口の密集度等の地域特性を踏まえつつ、事業の経済性、投資効果発現の優位性等を検討し、生活排水処理を更に推進していく必要がある。

(2) 公共下水道整備の推進

平成 30（2018）年度の下水道普及率（全人口に占める供用開始された公共下水道整備区域内の人口の割合）は約 50%に達している。

今後は、公共下水道認可区域内の未整備箇所について、土地利用動向等を勘案し、計画的・効率的に公共下水道整備を進めるとともに、供用開始された公共下水道処理区域内の未接続世帯については、速やかに公共下水道に接続するよう指導していく必要がある。

(3) 農業集落排水処理施設整備の推進

公共下水道整備と同様に、現在供用している 3 地区内の未接続世帯については、速やかに接続するよう指導していく必要がある。

(4) 浄化槽整備事業の推進

合併処理浄化槽の設置については、汚水処理未普及解消につながる、新設及び汲み取り、または単独処理浄化槽からの切り換えなどに対し補助金を交付している。

したがって、さらなる汚水衛生処理率の向上のため、合併処理浄化槽の設置を推進していく必要がある。

(5) 浄化槽の適正管理の啓発

公共水域の水質浄化を進めるため、浄化槽については、浄化機能の低下を招かないように設置者が適正に維持管理し、定期的な清掃や保守点検を専門業者に依頼していくことが重要になっている。

合併処理浄化槽においては、浄化槽法第 7 条と第 11 条に基づく処理水質の検査のほか、年に 1 回以上の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられているため、合併処理浄化槽の浄化能力の確保をし、環境負荷の軽減を図るためには、適切な維持管理の周知徹底と啓発

が必要である。

(6) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集量については、本市の下水道普及が推進されることから、今後収集量は減少傾向になることが想定されている。そのため、収集量に応じて収集体制を維持していく必要がある。

第2章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

本市では、公共下水道及び合併処理浄化槽の各生活排水処理施設の整備手法の特徴や地域特性に応じて、生活排水処理施設の整備に努めてきた結果、平成30（2018）年度末で汚水衛生処理率は89.3%となっていた。

このため、今回の計画の見直しにおいても、引き続き生活排水処理の推進のために、地域の特性に応じて公共下水道及び合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、市民や事業者の生活排水処理に対する関心を高め、水環境保全の重要性についてより一層啓発していく必要がある。

以上のことから、本市の生活排水処理において、生活排水を適正処理し、環境への負荷低減を図るための基本方針を以下のとおりとし、市民の理解を得ながら、経済的・効率的な生活排水対策を推進していくものとする。

- 1. 公共下水道への接続率の向上
- 2. 合併処理浄化槽の普及
- 3. 市民に向けた生活排水処理の必要性の啓発

2. 生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥の予測

生活排水処理人口、し尿及び浄化槽汚泥の将来推計は、図 21 に示す手順で行った。
 行政区域内人口の将来推計は、ごみ処理基本計画と同様に「人口ビジョン」に基づき設定した。

生活排水処理人口は公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口を将来推計し予測値とした。
 一方、単独処理浄化槽人口、し尿処理人口（汲み取り）及び自家処理人口の将来推計は、生活排水処理施設の整備により受動的に減少されることが考えられる。したがって、各人口の合計は行政区域内人口と生活排水処理人口の差を求め、これを平成 30（2018）年度の単独処理浄化槽人口、し尿処理人口（汲み取り）及び自家処理人口の割合で按分してそれぞれの予測値とした。

し尿及び浄化槽汚泥量は、市民 1 人 1 日当たりの排出量（単位：L/人・日）を将来推計し、さらに対象処理人口の将来推計結果を乗じてし尿・浄化槽汚泥量の予測値とした。

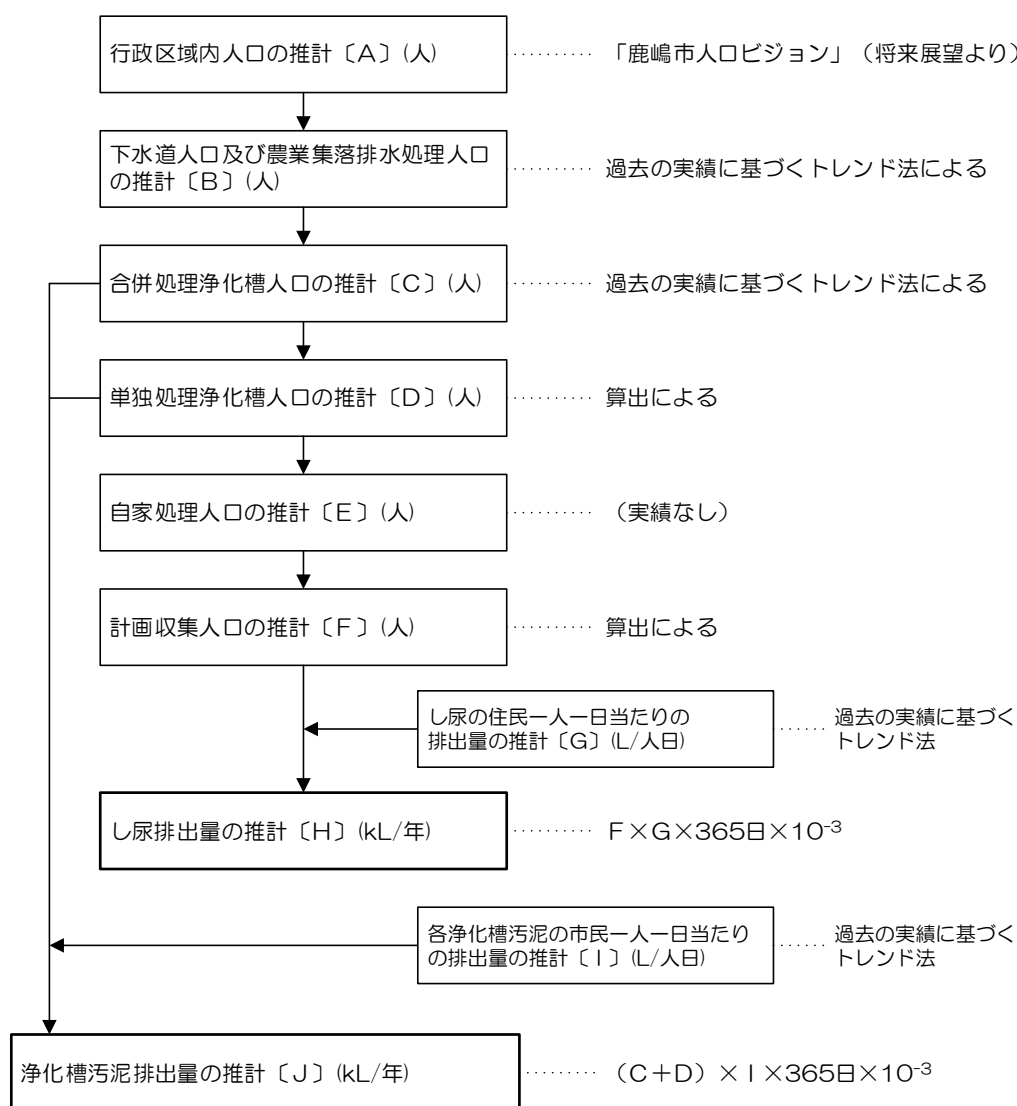


図 21 生活排水処理人口、し尿及び浄化槽汚泥量の将来推計方法

3. 生活排水処理の目標

(1) 生活排水処理の目標値の設定

本計画の生活排水処理に関する基本方針に基づき、公共下水道計画区域内にあつては未接続世帯の接続を促進し、それらの計画区域外にあつては、合併処理浄化槽の設置を促進することで、本市全域において水洗化を進め、生活雑排水の未処理放流をなくしていくものとする。

ここで、生活排水の適正処理の進捗率を表す指標として、一般的に用いられている「汚水衛生処理率」で、計画目標年次である令和 16 (2034) 年度の目標値を設定する。しかし、当初計画の策定後に、各処理人口の算出係数の修正などもあり、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽など生活雑排水が未処理である人口が増加しているようになっている。関係部署と連携し、適切な数値目標の設定を検討していく。

その目標値は、図 22 のとおりである。

達成目標値【汚水衛生処理率】平成 30 (2018) 年度：89.3%
計画目標年次：令和 16 (2034) 年度
⇒ 92.7% (平成 30 (2018) 年度比：3.4 ポイント増)

図 22 本計画の目標

(2) 生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の見込みは表 34 に、それぞれの推移は図 23 及び図 24 に示すとおりである。

生活排水処理形態別の将来人口は、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口が増加する以外、その他の処理人口は減少する見込みである。

し尿・浄化槽汚泥量の将来見込みの合計は、令和 16 (2034) 年度において年間約 20,024kL 程度まで減少する見込みである。

表 34 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の見込み

項目	年度	実績		推計			
		H30 (2018)	R5 (2023)	R8 (2026)	R11 (2029)	R16 (2034)	
生活排水処理形態別人口	1. 行政区域内人口	[人]	67,700	64,808	63,866	62,924	60,812
	2. 計画処理区域内人口	[人]	67,700	64,808	63,866	62,924	60,812
	1) 水洗化・生活雑排水処理人口	[人]	60,469	58,766	58,325	57,810	56,369
	(1) 下水道人口	[人]	33,763	32,528	32,170	31,809	30,935
	(2) 農業集落排水処理人口	[人]	1,893	1,664	1,589	1,525	1,426
	(3) 合併処理浄化槽人口	[人]	24,813	24,574	24,566	24,476	24,008
	2) 水洗化・生活雑排水未処理人口	[人]	6,516	5,444	4,993	4,608	4,004
	(1) 単独処理浄化槽人口	[人]	6,516	5,444	4,993	4,608	4,004
	3) 非水洗化人口	[人]	715	598	548	506	439
	(1) し尿処理人口 (くみ取り)	[人]	715	598	548	506	439
	(2) 自家処理人口	[人]	0	0	0	0	0
	3. 計画処理区域外人口	[人]	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率	[%]	89.3	90.7	91.3	91.9	92.7
処理量	し尿	年間排出量 [kL/年度]	141	117	110	99	88
		1日排出量 [kL/日]	0.39	0.32	0.30	0.27	0.24
		1人1日当たりの排出量 [L/人/日]	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54
	浄化槽汚泥	年間排出量 [kL/年度]	22,264	21,367	21,039	20,699	19,936
		1日排出量 [kL/日]	61.00	58.54	57.64	56.71	54.62
		1人1日当たりの排出量 [L/人/日]	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95
	合計	年間排出量 [kL/年度]	22,405	21,484	21,149	20,798	20,024
		1日排出量 [kL/日]	61.39	58.86	57.94	56.98	54.86
		1人1日当たりの排出量 [L/人/日]	1.92	1.92	1.92	1.93	1.93
	割合 (1日量)	し尿	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%
浄化槽汚泥		99.4%	99.5%	99.5%	99.5%	99.6%	

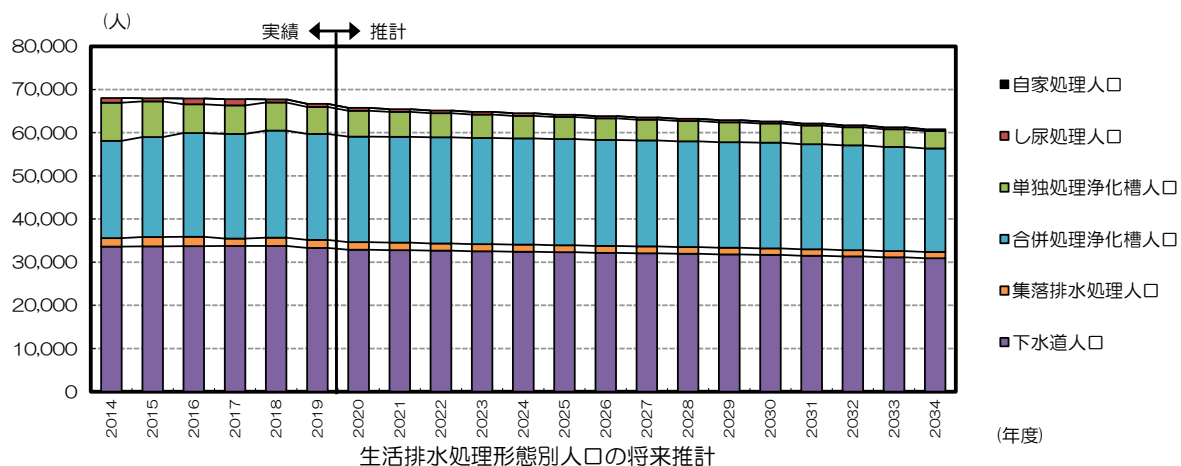


図 23 生活排水処理形態別人口の実績及び将来推計

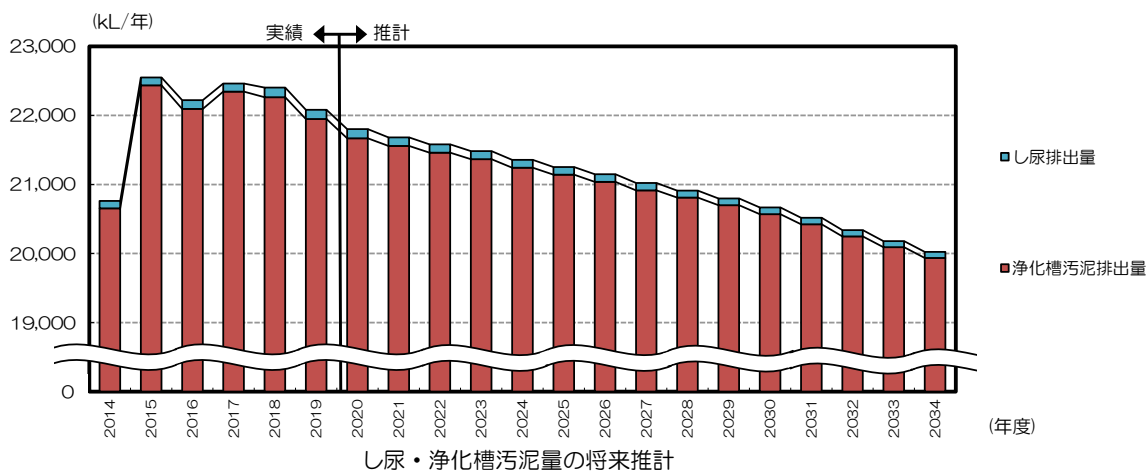


図 24 し尿・浄化槽汚泥量の実績及び将来推計

4. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 35 に示すとおりである。

表 35 生活排水の処理主体

汚水処理施設	対象となる生活排水の種類			処理主体
	し尿	生活雑排水	浄化槽汚泥	
公共下水道	○	○	—	本市
農業集落排水施設	○	○	—	本市
合併処理浄化槽	○	○	—	個人等
単独処理浄化槽	○	—	—	個人等
し尿処理施設	○	—	○	本市

○：該当あり —：該当なし

5. 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制については、今後も効率的な収集運搬に努める。

(2) 収集運搬の範囲

収集運搬の範囲は、本市全域とする。

(3) 収集運搬の方法及び運搬量

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者が衛生センター汚泥再生処理施設に搬入する。し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は、人口減少に伴い減少していくことが想定される。

(4) 収集運搬の許可

本市では、廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の許可を行っている。

収集運搬業は、将来にわたり継続的かつ安定的に実施しなければならない。そのため、許可制度の運用にあたっては、収集運搬業者の事業の安定等にも配慮する必要がある。また、無秩序な競争等により区域によってはサービスに大きな違いが生じたり、その他適切な収集運搬業務の実施を妨げないようにする必要がある。

よって、現在の許可業者による収集運搬が現状において問題なく実施されており、近い将来にわたり収集運搬能力が不足することはないと考えるため、特別な事情がない限り、新規の許可は行わないものとする。

6. 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥を処理する衛生センター汚泥再生処理施設を適正に維持管理し、公共水域の水質保全を図っていくものとする。

(2) 中間処理の方法及び量

中間処理は、衛生センター汚泥再生処理施設にて処理を行うものとする。

(3) 中間処理後の残渣等の処理

中間処理後の残渣（脱水汚泥・し渣）の処理は、鹿島地方事務組合が運営する鹿島共同可燃ごみクリーンセンターにおいて焼却処分を行う。

(4) し尿・浄化槽汚泥等の公共下水道における一体処理

し尿・浄化槽汚泥等の中間処理では、衛生センター汚泥再生処理施設において処理を行っているが、人口減少による処理人口の減少や当該施設の老朽化、処理費用の縮減に対応するために、公共下水道における一体処理を行うための前処理施設（し尿等一体処理施設）を鹿嶋市浄化センター内に整備するものとする。

前処理施設については、令和10年度竣工を目指し、整備を進める。

7. その他の計画

(1) 市民や事業者に対する啓発活動

市民や事業者に対しては、公共水域の汚濁防止等の観点から生活雑排水対策や浄化槽管理の重要性について周知を図っていく必要がある。そのため、家庭や事業所のできる生活排水対策（天ぷら油などを捨てない、無リン洗剤、せっけんを使用するなど）について広報・啓発活動を行っていく必要がある。

浄化槽については、合併処理浄化槽への切り替えや新規設置の普及促進に努め、それと同時に保守点検、清掃、定期検査等の適切な実施を呼びかけていくものとする。

(2) 地域に関する諸計画との関係

本市の総合計画や下水道計画などを踏まえた上で、し尿及び浄化槽汚泥等の適正処理のための方策を講じていくものとする。

また、地域の開発計画等の策定にあたっては、本計画に基づき合併処理浄化槽の設置や生活排水の適正処理のための方策を講じていくものとする。